

北 広 島 市 総 合 計 画

第5次 中間年度見直し原案

2011

2016

2020

自然と創造の
調和した
豊かな都市

序 論

計画見直しの趣旨

北広島市は、昭和 45 年(1970 年)に最初の総合計画を策定して以来、広島町新長期総合計画、広島町第 3 次長期総合計画、北広島市総合計画という 4 次にわたり、自然と創造の調和した豊かな都市をめざして、総合的、計画的なまちづくりを進めてきました。

平成 23 年度(2011 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までを計画期間とする「北広島市総合計画(第 5 次)」では、まちづくりの基本的なテーマの「自然と創造の調和した豊かな都市」を継承し、「希望都市」、「交流都市」、「成長都市」の 3 つをめざす都市像に掲げ、緑豊かな生活環境、人々の生き生きとした交流と産業の活気、また札幌市に隣接した交通利便性が高い地理的条件を活かしたまちづくりを推進しています。

総合計画も策定から 5 年目を迎え、社会経済情勢や人口減少社会の到来、地方創生など、自治体を取り巻く環境は時々刻々と変化しています。

この中間年度見直しは、現総合計画における本市のまちづくりの基本的方向は維持しつつ、時代の変化や課題に適切かつ速やかに対処するため、基本計画の見直しを行ったものです。

【中間年度の見直しの必要性】

(1) 社会経済情勢の変化

平成 23 年に起きた東日本大震災により各地で深刻な打撃を受け、官民一体となった復旧・復興活動が行われています。当市においては、甚大な被害はなかったものの、いつ起きるか分からない災害への不安や防災・減災への対応、エネルギー施策の転換などが求められています。また、消費税増税や子育て支援、社会保障と税の一体改革等の施策が打ち出されるなど、市民生活や地方自治体を取り巻く環境が大きく変化しています。

(2) 人口減少・少子高齢化

本市の人口は、平成 19 年をピークに人口減少が続いており、計画の人口推計を下回るスピードであることから、早急な対応が必要となっています。また、高齢化率では、市全体で約 28%、団地地区だけでは 40%を超える高齢化率となっています。

(3) 行財政運営

人口減少が続いている中、今後の歳入の伸びは見込めない状況であるほか、歳出においては、社会保障関連経費、老朽化した公共施設への対応など、財政面で非常に厳しい局面に直面しています。

(4) 地方創生への対応

平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、各自治体が目指すべき将来の目標や基本的方向、具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」を策定し、主体性・地域性のある総合的な取組が求められています。

市の現状と時代の潮流

1

市の現状と特色

1 人口・世帯

本市の平成 27 年(2015 年)9 月末現在の住民基本台帳人口は 59,412 人となっており、現総合計画がスタートした平成 23 年(2011 年)9 月末現在の人口 60,534 人と比較すると 1,122 人(1.8%)の減少となっています。

人口構成を年齢 3 区分別にみると、平成 27 年(2015 年)9 月末現在では 15 歳未満の年少人口が 7,312 人(総人口の 12.3%)、15 歳から 64 歳の生産年齢人口が 35,379 人(同 59.6%)、65 歳以上の老年人口が 16,721 人(同 28.1%)となっています。平成 23 年(2011 年)同期と比較すると年少人口と生産年齢人口は、それぞれ 1.0 ポイント、4.5 ポイント減少し、老年人口は 5.5 ポイント増加しています。

世帯数は、平成 27 年(2015 年)9 月末現在 26,884 世帯で、平成 23 年(2011 年)同期と比較して 763 世帯増加しています。しかし 1 世帯あたりの人員は、平成 23 年(2011 年)同期の 2.32 人から 2.21 人と 0.11 人減少し、世帯の少人数化が進んでいます。

2 産業・経済

平成 22 年(2010 年)の国勢調査における本市の産業別就業者数の割合は、第 3 次産業が 75.6%(20,177 人)と最も多く、次いで第 2 次産業の 17.0%(4,547 人)、第 1 次産業の 2.3%(602 人)となっています。平成 17 年(2005 年)の国勢調査結果と比べると、第 1 次産業は 0.4 ポイント、第 2 次産業は 2.5 ポイント減少し、第 3 次産業は 0.2 ポイントの増加となっています。

推計では、従業地ベースの就業者数は、総人口の減少などに伴う伸び悩みで、平成 32 年(2020 年)には 23,587 人程度になると想定されます。産業別では、運輸・通信やサービス業の第 3 次産業の就業者や、製造業や建設業などの第 2 次産業の就業者が減少するものと想定されます。

農業については、農家戸数、耕地面積は、後継者不足や高齢農業者の引退などにより減少していますが、一方で付加価値の高い野菜栽培や観光農園への転換なども進められています。また、エゾシカなどの有害鳥獣による農作物の被害が拡大しています。

工業については、本市の特性や札幌都心部への交通利便性の高さなどの立地環境を生かした工業団地の造成などにより、新聞印刷工場や物流関連企業等の進出がなされています。製造品出荷額等や従業者数については、近年やや減少傾向にあったものの、平成 25 年度(2013 年度)から持ち直し、平成 26 年度(2014 年度)では 848 億円となっています。

商業については、卸売業と小売業を合計した事業所数は増加の傾向にあります。また、従業者数については、飲食料品小売業が多く占めています。卸売業と小売業の販売額を合計した商業販売額では、平成 24 年(2012 年)では 1,499 億円と増加傾向にあります。なお、複合型ショッピングモールなどの開業により、購買力流出率が平成 24 年(2012 年)では 8.1%と流出は低水準となっています。

推計では、市内総生産は、建設業の減少や人口の減少によるサービス業の伸び悩みなどが見込まれるものの、第 3 次産業を中心に平成 32 年(2020 年)には 1,557 億円程度になると想定されます。

3 水と緑豊かな自然環境

本市は、特別天然記念物・野幌原始林を含む野幌丘陵の森林などが広がる豊かな自然に囲まれ、公園や森林などの緑地面積は7,667haで、全市面積の64.7%を占めています。市内全域にわたってある森林は、地球温暖化防止や野生生物の生息環境の形成、保水機能による災害の防止などに役立っています。また、公園・緑地の計画的な整備により、1人あたりの公園・緑地面積は道内市町村の中でもトップクラスであり、大都市・札幌の近くに位置しながらも、市街地まで多彩な緑がみられます。

森林の中に整備された札幌恵庭自転車道線や、輪厚川、千歳川等を中心とした親水機能の整備により、市民をはじめ近隣の住民からも広域的に親しまれるなど、身近に自然とふれあえる場所が数多くあります。水と緑が、自然として、そしてまちの一部として確かに息づいている、そのような豊かな自然環境が、北広島市民の生活の基盤となっています。

市民意識調査で、本市の住み良い理由として「自然環境」を選んだ市民の割合は51.3%でした。この自然環境の豊かさは、これからも本市の魅力として守り育てていくべき重要なものです。

4 利便性の高い交通

札幌市と新千歳空港の中間に位置する本市は、札幌市や道外のいずれに対しても高い交通利便性を有しており、このことがまちの発展に大きく寄与しています。

道路では、国道36号や国道274号を中心とした広域幹線道路網があり、また道央自動車道では、北広島インターチェンジや輪厚スマートインターチェンジなど、札幌中心部や新千歳空港などへのルートは充実しており、物流拠点を置く企業も数多くあります。

鉄道では、JR千歳線があり、北広島駅から札幌駅までは快速で16分、新千歳空港駅までは21分と短時間で移動が可能で、通勤、通学、買い物、レジャーなどの足として多くの市民が利用しています。

近接する新千歳空港からは、羽田空港行きを中心に国内路線26本、国際路線12本が就航し、全国や世界へ容易に移動できる環境が整備されており、本市における多様な人的交流を支えています。

5 充実した生活環境

本市は、札幌市と恵庭市との間に広がるなだらかな丘陵地帯にあり、豊かに息づく緑の環境、ゆとりの土地空間、整備された交通網など、自然と都市機能が調和したまちとなっており、充実した生活環境が市民生活を支えています。

持ち家比率が高く、敷地面積が広い個人住宅を中心に、マンション、賃貸住宅など多様な住居が建築されており、ライフスタイルに合わせた居住環境を選択することができます。通勤通学や買い物、通院などの面でも、多様な交通手段による利便性の高さが、札幌市など周辺市町村を含む広い生活圏を実現しています。

上下水道は市内の計画区域のほぼ全域で整備されているほか、家庭ごみの有料化により市民の環境意識が高まってきており、町内会等の組織を中心とするまちの美化活動も積極的に行われています。

福祉面においては、各種の福祉施設などを拠点として高齢者や障がい者にやさしいまちづくりが進められています。また、子育て支援も充実しており、地域の力を活用した母子の見守りやアドバイスなど、安心して子どもを育てられる環境が整備されています。

保育園、幼稚園から専門学校、大学まで教育などの施設がそろっているほか、芸術文化ホールやふれあい学習センターなどの生涯学習拠点や、市民ボランティアなどに支えられた図書館活動など、学びの環境も充実しています。

6 地域に根ざす文化と歴史

本市は、石狩平野を通り日本海と太平洋をつなぐルート上に位置し、安政4年(1857年)には、「札幌越新道」と呼ばれる陸路(月寒～千歳間は、現在の国道36号をほぼなぞる道順)が開削され、人々の往来、交流が行われてきました。

明治6年(1873年)、今の北広島市島松に移り住んだ中山久蔵は、道南の大野村(現北斗市)から入手した「赤毛種」と呼ばれる種もみを使い、当時は不可能とされていた道南以北での米作りに初めて成功しました。この成功により全道各地に米作りが広がっていき、北海道が大稲作地帯になる基礎を築きました。

明治10年(1877年)、札幌農学校(現北海道大学)に初代教頭として着任していたクラーク博士が退任し帰国する際、現在の旧島松駅通所において、見送りにきた学生たちに「ボーイズ・ビー・アンビシャス(青年よ大志をいだけ)」の言葉を残したことは有名で、今もその精神は北広島市民に受け継がれています。

本市のまちづくりは、明治16年(1883年)に広島県人の和田郁次郎が、一村創建を目的に今の東部地区に入地したことに始まります。明治15年(1882年)、北海道開拓を志し、初めて渡道し、適地を求めて道内各地を探索した和田郁次郎は、翌年6月、札幌郡内に良好の原野を見つけ、ここに入地しました。明治17年(1884年)には入植を受け入れ、総数25戸から北広島の開村に向けた歩みが始まりました。

この広島開墾地は、その後入植数が増加し、明治26年(1893年)には合計385戸の一大村落を形成するに至り、現在の北広島市の発展の礎がつくられました。

広島県からの入植者が多かったことから、その後も広島県との交流が盛んに行われ、東広島市とは姉妹都市交流が行われています。また、広島市の「広島平和記念公園」にある「平和の灯(ともしび)」を分火し、世界の平和と友好を願い、北広島市平和の灯(ひ)公園に「平和の灯」をともしてその意志を表明するなど、広く世界に向けて平和の願いを次世代の人々へ伝えていきます。

市民のまちづくりに対する考え方や意見を把握するため、平成 26 年 9 月に市民 3,000 人を対象とした市民意識調査を実施しました。1,279 件の回答が寄せられ、回収率は 42.6%でした。

1 住みやすさ

本市の住みやすさに関しては、「住み良い」とする市民が 76.8%(前回(平成 20 年実施):73.5%)を占めました。住み良い理由としては「居住環境が良い」が 65%(前回:65.1%)、「自然環境が良い」51.3%(前回:63.1%)などが挙げられました。一方、「住みにくい」とした理由では「交通の便が悪い」65.3%(前回:69.4%)、「買い物や娯楽の場が少ない」62.5%(前回:53.7%)などが挙げられています。

2 定住の意識

これからも北広島市に住み続けたいとする市民は 61.3%で、平成 20 年(2008 年)に実施した市民意識調査と比較すると 1.7 ポイント増加しました。年齢別にみると、若い世代では「市外に移りたい」とする割合が高く、高齢の世代では「今の場所に住み続けたい」とする割合が高くなっています。

3 施策の満足度・重要度

各施策項目における満足度は、「衛生的な上下水道の整備」がもっとも高く、次いで「公園・緑地の充実したまち並みの形成」、「森林や川など自然環境の保全」、「図書活動に親しむ機会や環境の充実」、「大気汚染・水質汚染などの公害対策の充実」と続いています。一方満足度が低い分野としては、「除雪や排雪の充実」がもっとも低く、次いで「安定した雇用の場の確保」、「医療環境の充実」、「利便性の高い公共交通の充実」となっています。

これからの市政で重点的に取り組むべき施策として「除雪や排雪の充実」がもっとも高く、次いで「緊急時の救急医療体制の充実」、「医療環境の充実」、「職員の意識改革による職員の資質の向上」、「安定した雇用の場の確保」と続いています。

地区ごとにみると、北広島団地地区と東部地区では全市的に関心の高い除排雪や医療環境整備、高齢者福祉、雇用の場の確保などに課題認識が集中しています。一方、大曲地区と西部地区では、道路や公共交通の充実への関心が高くなっています。西の里地区では、除排雪や医療環境整備が他地区に比べて高くなっており、地域性が現れています。

4 めざすべきまちの姿

市民が考える将来の北広島市のめざすべき姿としては、「空気や水がきれいで、豊かな自然環境が守られているまち」(15.6%)が最も多く、次いで「道路や公共交通機関等が充実し、どこでも気軽に行き来できるまち」(14.3%)となっています。

年齢別では、50 歳以上の市民で「福祉や医療サービスが充実し、お年寄りや障がい者が大切にされるまち」が多くなっていますが、30 歳未満では「道路や公共交通機関などが充実し、どこでも気軽に行き来できるまち」が、30 歳代では「教育環境が整い、子どもたちを伸び伸びと育てることができるまち」が、40 歳代では「道路や公共交通機関などが充実し、どこでも気軽に行き来できるまち」がそれぞれ最大の回答を集めており、世代の特徴を反映しています。

地区別では、大曲地区、西部地区では「道路や公共交通機関などが充実し、どこでも気軽に行き来できるまち」、東部地区では「福祉や医療サービスが充実し、お年寄りや障がい者が大切にされるまち」が多く、北広島団地地区、西の里地区では「空気や水がきれいで、豊かな自然環境がまもられているまち」が多くなっています。

1 少子高齢化と人口減少社会

我が国では、出生率の低下による少子化の影響により、人口減少と急速な高齢化が進んでいます。女性が生涯に出産すると推定される子どもの数を表す合計特殊出生率は、昭和46年(1971年)の2.16から平成26年(2014年)には1.09と大幅に低下しています。一方、高齢化率は上昇の一途をたどり、平成32年(2020年)には高齢化率30%を超えるという超高齢社会を迎えようとしています。

また、家族構成の変化や生活様式の多様化などの影響から、家庭や地域社会において子どもを含めた人間関係の希薄化が進み、その結果、家庭における子育て能力の低下や地域ぐるみで子どもを見守る環境の喪失、地域コミュニティの衰退につながりつつあります。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、高齢者が健康で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、そこに暮らす人たちが、それぞれの価値観によって生活の質を追求し、心身ともに充実した生活を送ることのできる住みよい生活圏を形成することが重要です。

将来的には就労人口の減少による経済規模の縮小や、高齢者層の増大による医療費や介護・福祉関係支出の増加などが予想されており、本市においても財政的な基盤の強化が必要となっています。

2 地域主権型社会への流れ

近年、国から地方へとさまざまな権限や財源が移譲される地方分権の流れが加速し、地方が担う役割がさらに大きくなっています。

地方財政を取り巻く環境は、大幅な税収増が期待できない社会経済状況や地方交付税等の減少、少子高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加などにより今後一層厳しい状況になると予想されています。

地方自治体は、自己決定・自己責任の考え方を基本に、市民と行政が対話を重ね、課題と目標を共有しながら、地域独自の伝統・文化・個性などの資源を生かした地域主権型社会に向けて、主体的な行政運営ができる仕組みづくりが求められています。

地域の創意工夫に基づく行政運営を実現するため、市民と行政の適切な役割分担と一体となって連携する「協働」の取組を進めながら行政能力の向上と財政力の強化を図っていく必要があります。

3 環境との共生

私たちの生命を支える自然環境では、地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇など、地球的規模での環境問題が深刻化し、その影響が懸念されています。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済活動のあり方から、廃棄物の減量化やリサイクルの推進、省エネルギーへの取組など、環境への負荷の少ない循環型社会に対応した社会経済システムへの転換が進められています。

人々のリサイクルに対する関心や自然環境を大切にする考え方が高まってきていることから、本市においても省資源・省エネルギー、リサイクルの推進といった資源循環型の環境にやさしいまちづくりや、学校教育及び生涯学習での環境教育の充実を図りながら、市民、企業、行政が一体となって総合的な環境対策の取組を推進していかなければなりません。

4 安全・安心への対応

近年、地球温暖化などの影響とされる集中豪雨や大規模な地震などの自然災害が発生しており、環境問題や災害対策への関心が高まっています。

また、犯罪の凶悪化や多様化、交通環境の変化による交通事故の多発、食品の不正表示、有害化学物質による健康被害など、日常生活における不安を取り除く取組が求められています。

地域社会の中で、安全で安心して暮らすことができる社会づくりをめざすとともに、市民の防災や交通安全意識の高揚、食の安全に対する情報の提供など総合的な取組を進める必要があります。

5 産業構造の変化

経済活動のグローバル化や情報化などの影響を受けて、旧来の規格大量生産型、労働集約型の産業構造から、高付加価値型、知識集約型へと転換が進みつつあり、あらゆる産業分野において、より高い専門性や技術が求められてきています。

地域の活力を維持するためには、地域の自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進しながら人材を育成し、競争力のある産業を育てていく必要があります。

6 価値観やライフスタイルの多様化

経済力や、それに伴う生活水準、教育水準の高まりなどを背景とした価値観やライフスタイルの多様化の動きは、社会経済情勢の変動や高度化、複雑化する情報の影響などを受けてさらに進展しています。

ワーク・ライフ・バランスや、スローライフといった新しい価値観などが生まれ、これまで以上に生活の質を重視する傾向が強まる中で、一人ひとりの個性や能力が活かされ、それぞれの価値観に基づいたライフスタイルが尊重される社会の形成が求められています。

豊かな人間性を育み、生きる力を身につけ、皆が安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現に向けた取組なども進みつつあります。

これからの社会には、多様化する個々のライフスタイルを尊重しながら、その個性や活力を地域社会にも反映し、社会全体として質的な豊かさを実現できるような仕組みが求められています。

計画の概要

1 計画の名称

この計画の名称は「北広島市総合計画（第5次）」とします。

2 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「推進計画」で構成します。

基本構想

< 計画期間：10 年間 >

基本構想は、社会経済の状況や本市の現状を踏まえ、本市がめざす将来像と基本目標を定め、その実現に向けた基本方向を示すものです。
目標年度を平成 32 年度(2020 年度)とします。

基本計画

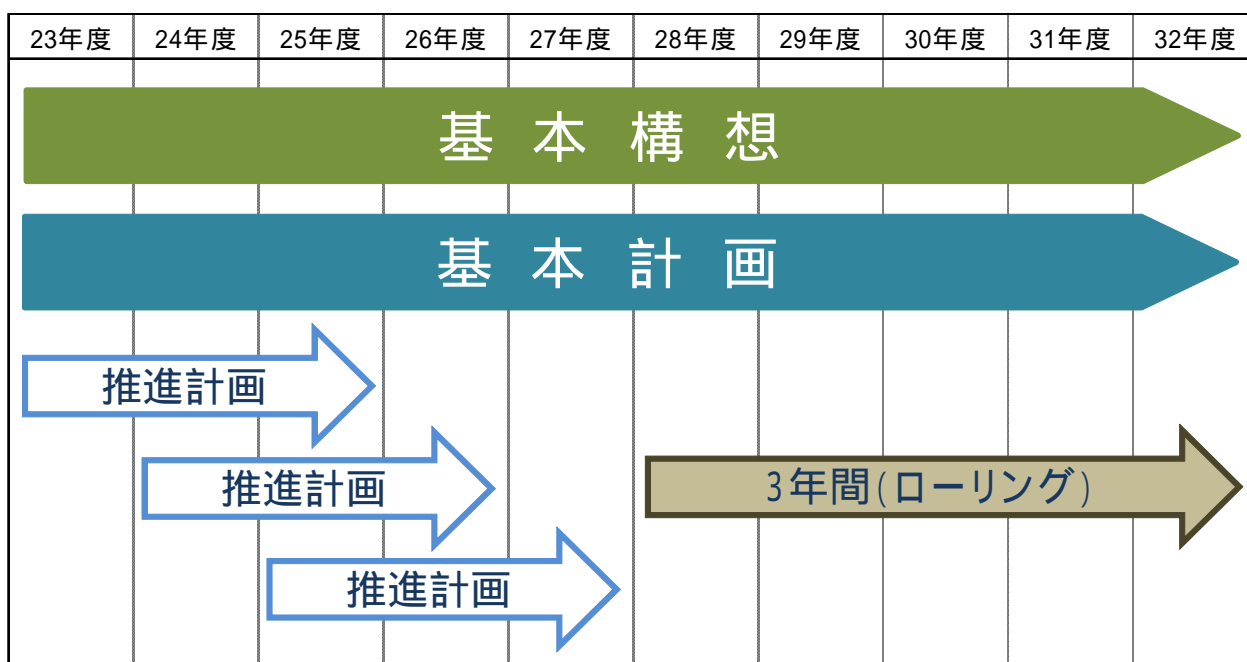
< 計画期間：10 年間 >

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するために、各分野で実施していく施策を体系的に示すものです。

推進計画

< 計画期間：3 年間 >

推進計画は、基本構想、基本計画に掲げたまちづくりを着実に進めるため、基本計画での施策の展開を図るための事業を示すもので、別に定めます。



基本構想

基本構想の目的

この基本構想は、本市のまちづくりの基本的方向（まちづくりのテーマ、めざす都市像、将来人口、基本目標、土地利用）及びこれを実現するための施策の体系からなり、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの期間における総合的で計画的な行政運営を図ることを目的としています。

まちづくりのテーマ

自然と創造の調和した豊かな都市

本市は、昭和 45 年度（1970 年度）に広島町総合開発計画を策定して以来、「自然と創造の調和した豊かな都市」をめざしてまちづくりを進めてきました。

これからも、まちづくりのテーマとして「自然と創造の調和した豊かな都市」を継承し、自然や緑の中に、いきいきとした市民の生活や活動、躍動する産業などがあるまちをめざします。

「大都市・札幌市に隣接し、豊かな自然が残る」、「交通利便性が高い」などの本市の特性を生かし、快適な生活環境の形成に努めるとともに、道央圏の機能を分担し、活力のある都市づくりを進めていきます。

めざす都市像

将来にわたるまちづくりのテーマは、「自然と創造の調和した豊かな都市」を継承し、10年間の計画期間においてめざす都市像として、次の3つを設定します。

希望都市

子どもと若者がお年寄りとともに
希望を育むまち

緑豊かな優れた生活環境に支えられる中で、「子育てがしやすい」、「若者の働く場がある」、「高齢者の智恵や能力を生かす」ことなどに焦点を当てながら、すべての市民が希望や夢を持てるまちをめざします。

交流都市

市民が多様に活動し、
産業と文化が栄えるまち

通勤や通学、買物などで近隣自治体との行き来が多いという本市の特徴を生かし、市外の方々との交流を大切にするとともに、人々がいきいきと交流し、農業・工業・商業など産業面においても活気があるまちをめざします。

成長都市

緑を大切にし、着実に成長しつづけるまち

大都市・札幌市に隣接し、地理的条件にも恵まれていることから、本市は、成長の可能性のあるまちです。自然環境を大切にしながら、人口や産業に限らず、まちの魅力を含めて、着実な成長を続けるまちをめざします。

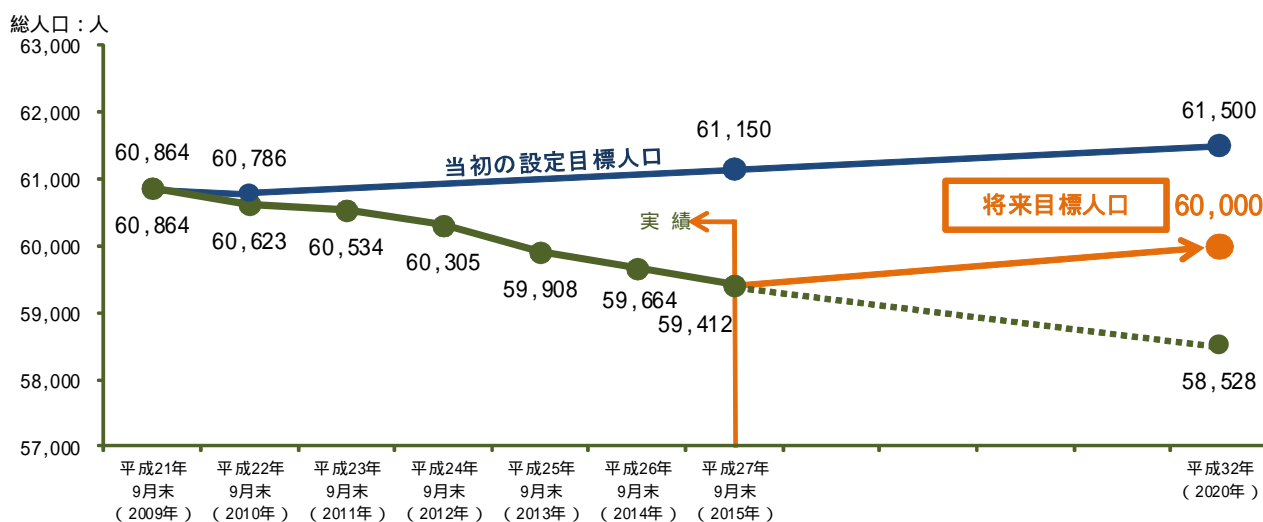
将来目標人口

本市の住民基本台帳の人口動態をみると、平成23年(2011年)9月末現在の60,534人から平成27年(2015年)9月末現在は59,412人へと減少しています。

そのことから、市では、独自に推計を実施した結果、計画最終年の平成32年(2020年)では58,528人になるという推計値となりました。

今後の現総合計画期間の5年間においては、人口の減少とともに生産年齢人口の減少などによる税収の落ち込みなどが財政に影響を与えることが想定されますが、子育て環境の充実や住環境の整備、雇用や新規ビジネスの創出、まちの魅力の発信、市街化区域内の低・未利用地の活用などによる定住の促進を図ることにより、計画最終年度の平成32年(2020年)の目標人口を60,000人と設定し、まちづくりを進めていきます。

計画期間における人口の推移



基本目標

めざす都市像の実現に向けて、自然環境を大切にしながら着実に成長し、交流やふれあい、希望や夢を持ち続け、活気のある都市をめざして6つの基本目標を設定します。

基本目標

支えあい健やかにくらせるまち

1

市民同士の支え合いなどにより、すべての市民が健やかに安心して生活でき、安心して子どもを育てられる環境があるまちをつくります。

基本目標

人と文化を育むまち

2

豊かな心や創造力を持つ人材を育む教育が行われ、市民が自主的に学び交流する学習やスポーツの機会があり、新たな市民文化が生まれるまちをつくります。

基本目標

美しい環境につつまれた安全なまち

3

緑にかこまれた環境にやさしいまちをつくとともに、防災対策や消防体制、交通安全対策などが充実し、安全・安心な市民生活が確保されるまちをつくります。

基本目標

活気ある産業のまち

4

活気ある農業・工業・商業などが営まれ、新たな産業が生まれ、多くの人々にとって働く場があるまちをつくります。

基本目標

快適な生活環境のまち

5

住環境や道路整備、地域情報化などの都市基盤の充実により、だれもが快適に暮らせるまちをつくります。

基本目標

にぎわい・活力のあるまち

6

市民の多様な活動を促進し、協働してまちづくりを実践するまち、行財政改革の推進により信頼される行財政運営を持続できるまち、地方創生に向けた取組を推進し、にぎわい・活力のあるまちをつくります。

土地利用

本市の持つ地理的、経済的条件などをふまえ、活力ある産業の振興や快適な生活環境の確保が図られるような土地利用に努めます。また、長期的に見込まれる人口減少や高齢化の進展に対応し、自然環境を保全する視点から、既存の都市基盤を有効活用した集約型の都市構造への誘導を図ります。

自然と共生したまちを創造するため、都市機能の集約する市街地と森林・農業地域がバランスを保つよう、計画的な土地利用の誘導を図ります。

コンパクトなまちづくりを基調として、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市基盤の既存ストックを活用しながら、総合的な整備等に努めます。市街化区域では、都市の質的な向上や再生をめざし、住環境の整備や再開発などによる有効な土地利用を図るとともに、都市機能の適正な配置と誘導を進め、便利で快適な市街地の形成に努めます。市街化調整区域では、無秩序な都市的土地利用は認めないこととし、農地や森林などの保全に努めます。

住宅地域

- ・本市の魅力となっている「身近な緑に囲まれた良好な住環境」を保全します。
- ・生活利便性が高く、災害に強い住環境の整備を図ります。
- ・低・未利用地が有効に活用されるよう誘導していきます。

商業・業務地域

- ・幹線道路沿道における商業・業務地の計画的な配置を進めるとともに、住宅地内への商業機能の誘導を図ります。
- ・JR北広島駅周辺は、まちの顔として商業・交流機能等の充実を図ります。
- ・JR上野幌駅周辺は、駅機能を生かした商業・業務機能の立地を図ります。

工業地域

- ・幹線道路沿道の市街化区域内において、景観等に配慮しながら、軽工業や流通施設を誘致し、潤いのある沿道環境の形成を図ります。
- ・産業経済活動の活発化と雇用機会の創出を図るため、新たな工業団地の必要性を検討します。

農業地域

- ・優良農地の保全・確保や農業関連施設の整備を進め、営農環境の維持・向上を図ります。
- ・農地の持つ「水資源のかん養」や「自然環境の保全」、「良好な景観の形成」などの多面的機能を活用し、環境保全を図ります。
- ・農地の貸借等の推進により農地の有効利用を図ります。
- ・遊休農地の他用途への転用を必要最小限にとどめ、農地としての活用を促進します。

森林地域

- ・環境保全、レクリエーション、防災、景観構成などの機能が十分に発揮されるよう、無秩序な開発の防止に努め、森林を保全・育成します。
- ・市の緑の骨格となっている「国有林」、「南の里の森」、「仁別・三島の森」、「富ヶ岡の森」は、交流空間としての活用を図りながら、適切な保全等に努め、次世代に引き継いでいきます。

施策の体系

まちづくりのテーマ

自然と創造の調和した豊かな都市

めざす都市像

希望都市

交流都市

成長都市

基本目標

健康・福祉

支えあい健やかに暮らせるまち

- 健康づくり・地域医療の充実
- 地域福祉の推進
- 子育て支援の充実
- 障がい福祉の充実
- 高齢者福祉・介護の充実
- 社会保障制度の充実

教育・文化

人と文化を育むまち

- 「生きる力」を育む学校教育の推進
- 信頼され、魅力ある学校づくりの推進
- 家庭・青少年健全育成の推進
- 社会教育の充実
- 歴史の継承と創造
- 読書活動の充実
- 芸術文化の振興
- スポーツ活動の推進
- 大学との連携
- 交流の促進

環境・安全

美しい環境にまつまれた安全なまち

- 環境の保全
- 廃棄物対策の推進
- 水と緑の空間の充実
- 防災体制の充実
- 消防・救急体制の充実
- 交通安全の推進
- 防犯対策の推進
- 消費生活の安定
- 平和と人権尊重社会の推進

産業・労働

活気ある産業のまち

- 農業の振興
- 工業の振興
- 商業の振興
- 企業誘致・創業支援
- 観光の振興
- 労働環境の整備

生活・都市基盤

快適な生活環境のまち

- 市街地整備の推進
- 居住環境の充実
- 道路の整備
- 交通の充実
- 水道の整備
- 下水道の整備
- 都市景観の形成
- 情報化の推進
- 情報公開・広報広聴の充実

行財政運営・地域

にぎわい・活力のあるまち

- 地方創生の推進
- 市民参加・協働の推進
- 男女共同参画の推進
- 行財政運営・行革の推進
- 広域連携の推進

基本計画

計画のあらまし

1 基本計画の役割

この「基本計画」は、「基本構想」に掲げた将来像の実現に向けた施策や事業を分野別に体系化し、行政が行うべきこと、市民や地域、事業者等が主体的に行うべきこと、協働して行うべきことなどそれぞれの役割を担いながら総合的なまちづくりを推進するもので、特定の施策分野において策定する各個別計画の上位計画として位置づけられます。

「基本計画」で示す施策を具体化するため、10か年の計画期間における実施すべき事業を明らかにする「推進計画」を策定します。「推進計画」は、3か年の期間について示しますが、毎年度の進行状況等を把握し、見直しを行いながら実施していくものとします。

2 基本計画の進行管理

1 進行管理の進め方

計画の推進にあたっては、施策や事業が実施されることは大切ですが、さらに、推進した結果が市民生活等に対して「どのような成果をあげることができたのか」を重視し、その成果に基づいて、限られた経営資源である予算や人材の適切な配分、効果的・効率的な活用を図っていく必要があります。

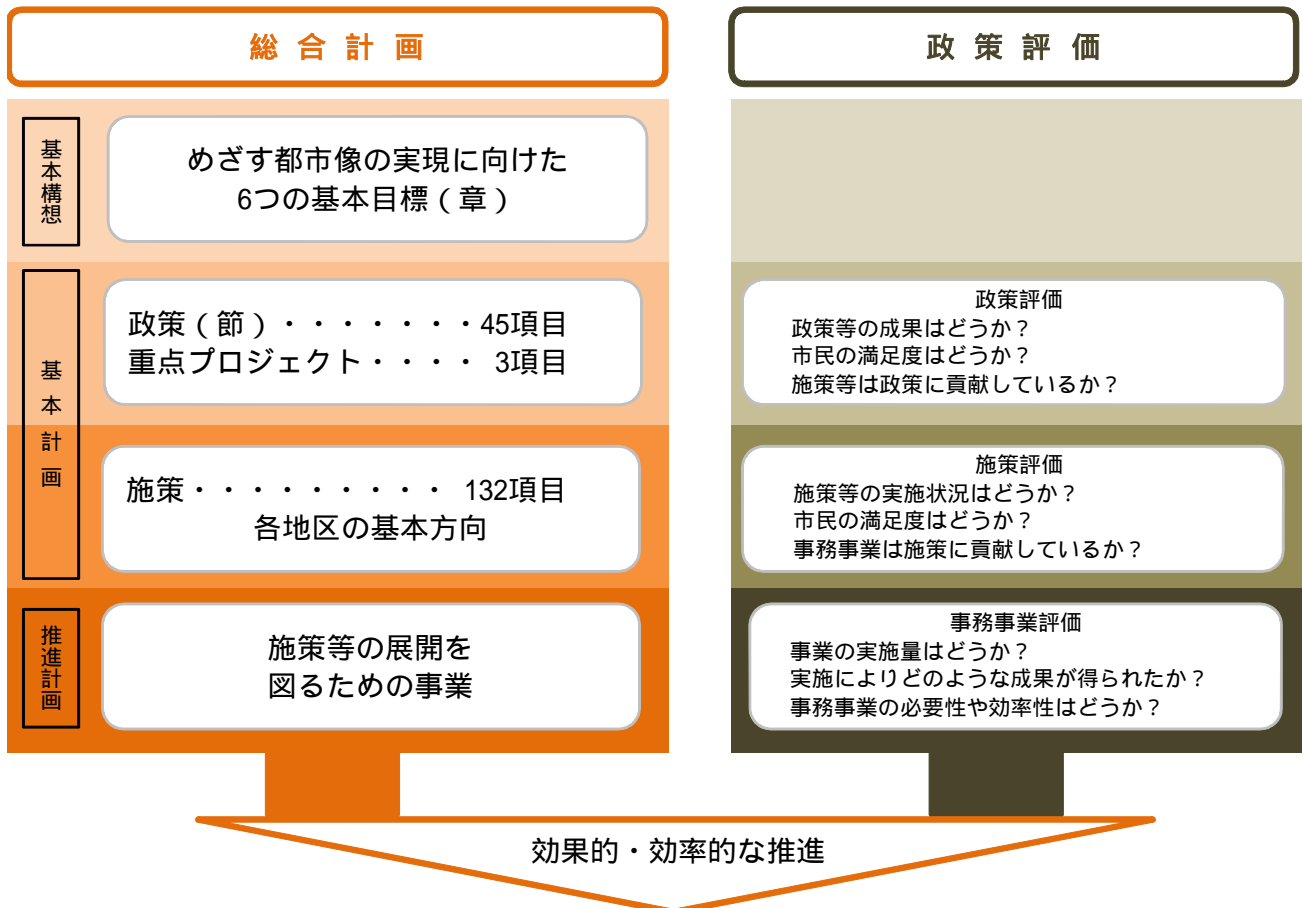
成果を重視した進行管理を図るため、総合計画指標（資料 ）を用いた進行の状況、施策や事業の成果などを点検・評価しながら、見直し・改善を行っていきます。

また、行政活動の成果や課題を市民と共有し、課題解決に向けた取組を実行することにより、透明性が高く、市民満足度の高い行政運営が図られることから、市民参加による計画の進行管理や評価を進めるとともに、予算編成に反映するなど、「計画・実行・評価・改善」の仕組みをより充実させて、行政運営の質的向上・効率化をめざします。

2 政策評価の活用

本計画では、政策評価を活用した進行管理を行います。

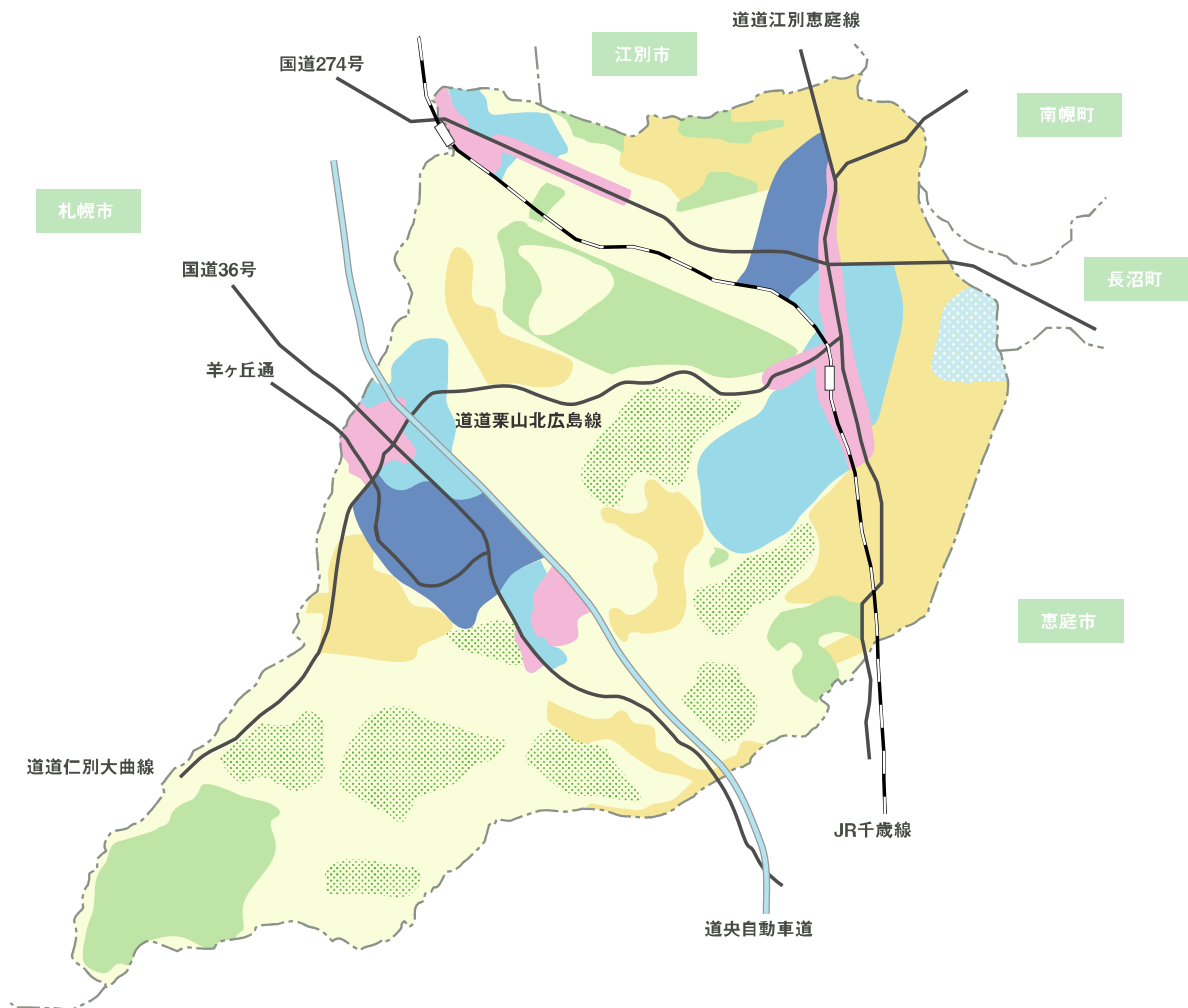
具体的には、総合計画の施策体系に基づき、個別の事業レベルから、事業を束ねた施策、政策まで段階的に実施し、施策や事業の実施目的や達成目標を明らかにしたうえで、「目的や目標の達成度」、「実施手段の妥当性」、「市民生活への必要度」などの観点から評価を加えながら計画の進行管理を行っていきます。



まちづくりのテーマ・めざす都市像の実現

市の土地利用は、基本構想の「土地利用」で示した考え方を指針として、自然環境と調和した都市空間の形成を図っていきます。

土地利用構想図は、基本構想で定めた「住宅地域」、「商業・業務地域」、「工業地域」、「農業地域」、「森林地域」という区分に応じて、将来の土地利用の姿を概括的に図示したものであり、基本構想及び土地利用構想図を基本として、適切な土地利用を進めていきます。



凡 例

住宅地域		幹線道路	
商業・業務地域		高速道路	
工業地域		鉄道(JR)	
農業地域		遊水地	
森林地域			
国有林・市有林			
ゴルフ場			

重点プロジェクト

「まちづくりのテーマ」と「めざす都市像」を実現するため、市は、基本計画の分野別計画（第1章～第6章）に掲げる施策を推進していきますが、その中でも特に重点的、戦略的に取り組むべき施策について「重点プロジェクト」を設定し、推進していきます。

重点プロジェクトは、分野の異なる施策や事業を一体的に展開することで、分野を横断した総合的な成果をあげることがをめざしており、分野別計画に掲げる全施策の先導的な役割を果たすものです。

次の3つの重点プロジェクトの推進により、本市の魅力を磨き、市内外にアピールすることで、交流人口や定住人口の増加を図り、持続可能な都市経営を推進していきます。

また、重点プロジェクトが成果をあげるため、市民（本市への通勤者や通学者、市内に事務所・事業所等を有する個人及び法人その他の団体などを含む。）と行政がそれぞれの役割を担い、地域の力を結集して取り組むとともに、市民参加による進行状況の点検なども進めていきます。

- 1 子育て支援・人づくりプロジェクト
- 2 にぎわい・魅力づくりプロジェクト
- 3 住みたくなる地域づくりプロジェクト

1 子育て支援・人づくりプロジェクト

【展開方針】

全国的に人口減少、少子高齢化が急速に進む中、子育ての悩みを抱え孤立する親が増えています。このような状況にあって、市は、子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境づくりを進めることにより、地域に活力を与え、子育て世代が住み続けたいまちを実現していきます。子どもは社会の宝であり、未来への希望です。仕事と子育ての両立の支援、教育環境の整備、地域全体で支える子育てなど、市民ニーズや社会情勢に対応した積極的な施策を展開します。

また、すべての市民がいきいきと暮らし、充実した毎日を送ることができる環境をつくるため、生きがいや心の豊かさを求めるすべての世代の学習機会を充実し、多様な分野における人づくり、地域の活性化につながる人づくりを進めます。

次の「安心できる子育て」、「健やかな子どもの教育」、「いきいきとした人づくり」に掲げる施策に横断的に取り組むことにより、このプロジェクトの総合的な達成を図ります。

【主要な取組】

(1) 安心できる子育て

健康づくりや地域医療の分野において、「妊娠・出産・育児に関する保健指導や相談」や「保健センターの整備」、「産科の誘致活動」などを実施します。

子育ての分野において、「多様化する子育てニーズに対応する保育サービス」や「待機児童を解消する保育園の受入体制の拡大」、「学童クラブの学校施設や児童館などとの一体的な施設整備」、「利用者ニーズに対応した地域子育て支援センターの活動の充実」、「児童館の整備など地域における子どもの居場所づくり」、「育児交流会など育児中の親の支援の拡充」、「育児を親の喜び・責任と感じられる親育て」などを実施します。

(2) 健やかな子どもの教育

学校教育の分野において、「学びがいのある学校教育の推進」や「子どもの農業体験や商工業等の職場体験などによるキャリア教育や環境教育」、「保育園や幼稚園、小学校、学童クラブ、児童館等の連携強化」、「ICTを積極的に活用した教育の充実」などを実施します。

青少年健全育成の分野において、「専門知識を持つ人材によるいじめや不登校への対応」や「学校や保護者、地域、関係機関の連携強化による子どもの安全対策」などを実施します。

(3) いきいきとした人づくり

社会教育の分野において、「市民の主体的な生涯学習活動の支援」や「社会や地域の課題に対応する学習機会の提供」、「高齢者の知恵や経験を人づくりに生かす取組」、「世代間交流の促進」などを実施します。

芸術文化やスポーツの分野において、「個性豊かな地域文化の創造への支援」や「生涯にわたって親しめるスポーツ・レクリエーション活動の支援」などを実施します。

大学との連携の分野において、「大学のもつ英知を生かした人づくり」を推進します。

人権尊重や男女共同参画の分野において、「平等で暮らしやすいまちになる人権尊重意識の普及・啓発」や「性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、相手の価値観を認めあうことができる男女共同参画意識の普及・啓発」などを実施します。

2

にぎわい・魅力づくりプロジェクト

【展開方針】

本市の住民基本台帳人口は、転入者の減少、出生率の低下などにより、平成19年度(2007年度)をピークに減少しています。長期的にみると、人口減少は、まちの活性化を妨げる大きな要因となります。このような状況の中、本市の魅力の向上に取組むことにより、まちのにぎわいを創出し、持続可能な都市を実現していきます。

イベントや観光、農業、商工業などさまざまな分野の取組を有機的に結び付け、地域特性を生かして、市内外の人・もの・情報の交流を促進し、まちのにぎわいを創出します。

また、身近な観光資源などまちの魅力を発掘し、市内外にPRして、交流人口や定住人口の増加を図り、活力あるまちづくりを展開するため、積極的にシティセールスを推進します。

次の「魅力づくりと情報の発信」、「にぎわいの創出と交流の促進」、「活気ある産業の創造」に掲げる施策に横断的に取組むことにより、このプロジェクトの総合的な達成を図ります。

【主要な取組】

(1) 魅力づくりと情報の発信

イベントや観光の分野において、「市民や企業、行政等の連携による観光資源や魅力の発掘と活用」や「四季それぞれの祭など新たなイベントの創出」、「本市の魅力を積極的に市内外へ発信」、「沿道施設の活用による特産品販売や情報提供等の検討」などを実施します。

広報活動の分野において、「手づくり観光マップやゴルフ・トーナメントの活用、道内外でのイベントへの出展など多様な手法によるまちのPR」などを実施します。

(2) にぎわいの創出と交流の促進

芸術文化やイベントの分野において、「自発的で個性豊かな市民の芸術文化活動を振興するための発表や交流の場の提供」や「大規模なイベントやコンベンションの誘致」などを実施します。

大学との連携や広域交流の分野において、「イベントや地域活動等を通じた市内の大学等との交流」や「札幌恵庭自転車道線などの自転車道を活用した広域交流」、「エルフィンロードやトリムコースなどを活用した散策路の設定による交流」などを促進します。

市街地整備の分野において、「エルフィンパーク交流広場の多様な活用」や「JR北広島駅周辺での広域的な交流拠点づくり」、「輪厚インターチェンジを活用した交流やにぎわいの創出」などを実施します。

(3) 活気ある産業の創造

農業の分野において、「地産地消の推進」や「市民農園や直売所、農家レストランなどグリーンツーリズムの推進」、「食の安全をテーマとする取組」などを実施します。

商工業の分野において、「地元企業支援や企業誘致による雇用の拡大」や「新産業創出の促進」、「コミュニティビジネスの育成や市民の起業の促進」、「地域特性や消費者ニーズに対応する地域商業の振興策」、「商品のブランド化による市外流通の促進」などを実施します。

施策の推進に当たっては、市内の法人等と行政が情報を共有し協力して取組みます。

【展開の方針】

個人の価値観やライフスタイルが多様化し、地域主権型社会の考え方が定着する状況の中、市は、現在の優れた住環境を維持し、地球環境にも配慮しながら、ともに支え合い、だれもが住みたくなる地域づくりを進め、市外からの移住などを促進します。

身近な生活課題に的確に対応していくためには、行政だけではなく、地域住民や事業者、市民団体などが連携・協力していくことが必要です。市民自らが地域の担い手となるコミュニティづくりを進めるとともに、多彩なネットワークを構築しながら、安心して快適に暮らせる地域づくりのための施策を展開します。

次の「ともに支え合う地域づくり」、「住みよい環境づくり」、「利用しやすい交通」、「地球環境への配慮」に掲げる施策に横断的に取組むことにより、このプロジェクトの総合的な達成を図ります。

【主要な取組】**(1) ともに支え合う地域づくり**

地域医療や地域福祉の分野において、「ネットワーク化による医療の充実」や「高齢者や障がい者、子どもなどの相談体制の連携」、「ボランティアのコーディネート機能の強化」、「高齢者の知恵や経験を生かした地域づくり」などを実施します。

高齢者福祉の分野において、「高齢者が気軽に交流できる場の整備」や「経済的被害などの権利侵害から守る体制づくり」などを実施します。

防犯や地域コミュニティの分野において、「交通安全や防犯に関する知識の普及と自主的な地域活動の支援」や「町内会・自治会への加入の促進」などを実施します。

(2) 住みよい環境づくり

緑化の分野において、「道路の植栽スペース設置など住宅地の緑化」などを実施します。

市街地整備の分野において、「北広島団地活性化計画に基づく団地のブランド化と全国へのPR」や「若者世代が居住しやすい環境づくり」などを実施します。

居住環境の分野において、「高齢者・障がい者の住替え支援・住宅リフォーム支援」や「本市の魅力を体感できる体験移住の取組」、「子育て世代への住宅購入支援」などを実施します。

情報化の分野において、「地域情報化を活用した高齢者の見守り」などを実施します。

(3) 利用しやすい交通

交通の分野において、「高齢者など交通不便者の買い物等の支援」や「通勤者や通学者、高齢者などだれもが利用しやすい公共交通の確保」、「市民や利用者、商業施設、病院、学校など多様な主体が積極的に参画する地域交通の調査研究」、「自転車道ネットワークの形成」、「地域コミュニティを中心とした除排雪の支援」などを実施します。

(4) 地球環境への配慮

環境保全の分野において、「省エネルギー意識向上の啓発」や「再生可能エネルギーへの転換の促進」、「大気や水質の保全、悪臭や騒音などの防止対策」などを実施します。

公園や緑化などの分野において、「市街地や周辺における緑の保全と緑化の推進」や「潤いのある水辺空間の形成」、「市民との協働によるコミュニティの場として親しめる公園や緑地の整備」などを実施します。

都市景観の分野において、「身近な森林や緑地などを生かした景観づくり」などを実施します。

分野別計画

第1章

支えあい健やかに暮らせるまち

- 第1節 健康づくり・地域医療の充実
- 第2節 地域福祉の推進
- 第3節 子育て支援の充実
- 第4節 障がい福祉の充実
- 第5節 高齢者福祉・介護の充実
- 第6節 社会保障制度の充実

第2章

人と文化を育むまち

- 第1節 「生きる力」を育む学校教育の推進
- 第2節 信頼され、魅力ある学校づくりの推進
- 第3節 家庭・青少年健全育成の推進
- 第4節 社会教育の充実
- 第5節 歴史の継承と創造
- 第6節 読書活動の充実
- 第7節 芸術文化の振興
- 第8節 スポーツ活動の推進
- 第9節 大学との連携
- 第10節 交流の促進

第3章

美しい環境にまつまれた安全なまち

- 第1節 環境の保全
- 第2節 廃棄物対策の推進
- 第3節 水と緑の空間の充実
- 第4節 防災体制の充実
- 第5節 消防・救急体制の充実
- 第6節 交通安全の推進
- 第7節 防犯対策の推進
- 第8節 消費生活の安定
- 第9節 平和と人権尊重社会の推進

第4章

活気ある産業のまち

- 第1節 農業の振興
- 第2節 工業の振興
- 第3節 商業の振興
- 第4節 企業誘致・創業支援
- 第5節 観光の振興
- 第6節 労働環境の整備

第5章

快適な生活環境のまち

- 第1節 市街地整備の推進
- 第2節 居住環境の充実
- 第3節 道路の整備
- 第4節 交通の充実
- 第5節 水道の整備
- 第6節 下水道の整備
- 第7節 都市景観の形成
- 第8節 情報化の推進
- 第9節 情報公開・広報広聴の充実

第6章

にぎわい・活力のあるまち

- 第1節 地方創生の推進
- 第2節 市民参加・協働の推進
- 第3節 男女共同参画の推進
- 第4節 行財政運営・行革の推進
- 第5節 広域連携の推進

第1章 支えあい健やかに暮らせるまち

第1節 健康づくり・地域医療の充実

現状と課題

近年、急速な高齢化が進む中で、がん、心臓病、脳卒中のほか、糖尿病などの生活習慣病が増加し、これに伴い介護が必要な状態になる方の増加が社会問題となっています。疾病の早期発見や治療だけではなく、生活習慣を改善し健康の増進を図るなど、生活習慣病を予防することが重要となっています。

心身ともに健康な子どもが育つよう、安心して出産・子育てができる環境づくりを進める必要があります。

市民が健康で安心して暮らすため、救急医療体制を堅持する必要があります。

国民健康保険事業では、保険税収納率及び収納額は微増しているものの、医療費は増加傾向にあり、保険財政の基盤安定化が構造的な課題となっています。

基本的方向

市民が心身ともにいきいきとした生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりを推進していきます。子どもが健やかに生まれ育つよう、妊娠期からのきめ細かな母子保健の推進と生活習慣病予防の取組を充実させ、市民の健康維持の促進を図っていきます。

救急急病患者の医療を確保するため、医療体制の連携強化を図りながら市民の健康の推進を図っていきます。

国民健康保険事業においては、特定健康診査や特定保健指導に取組み、加入者の健康の増進を図るなど円滑な事業運営を推進します。

施策

健康づくりの推進

健康づくり計画の行動指針に基づき、健康教育や健康相談をはじめ、ライフスタイルに応じた各種事業を実施して市民の自主的な健康増進を支援します。

市民への保健サービスを提供する拠点として、保健センターを整備します。

保健予防の推進

妊娠・出産・育児に関する情報提供や保健相談・指導、乳幼児の健康診査、感染症予防事業を推進するとともに、妊娠期からの継続した支援を行うことにより、母子保健の推進と乳幼児の健やかな発育を図ります。

生活習慣病の予防対策として、食生活、運動、喫煙などでの健全な生活習慣の形成に向け、各種教室や個別相談を実施するとともに疾病の早期発見や各種検診を実施します。

医療体制の充実

夜間急病センターの運営と在宅当番医制の実施により、夜間や休日等における急病患者の医療を確保します。

市内への産科の誘致などを進めます。

国民健康保険事業の適正な運営

国民皆保険の維持に努めるとともに、保険税の確保及び医療費の伸びの抑制など、国保財政の健全化を図ります。

特定健康診査及び特定保健指導の推進により、疾病予防や健康の保持推進を図るとともに、ジェネリック医薬品の使用促進などによる医療費の適正化に努めます。

第2節 地域福祉の推進

現状と課題

急速な少子高齢化や都市化、核家族化の進行など、社会環境が大きく変化する中で、だれもが、住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、ともに支え合う地域社会の形成が求められています。

身近な生活課題に対応していくためには、行政サービスだけではなく、民間や市民団体、地域住民など広範な福祉活動の担い手との連携・協力が必要となります。

福祉サービスの適切な利用に向けては、市民の悩みを受け止める相談体制の充実が必要です。

近年の地域活動の多様化などに伴い、地域福祉活動を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員などの役割が重要となることから、体制の強化や連携を深めることが必要です。また、ボランティアやNPOなど市民参加型の支え合いや助け合いとともに、地域での支え合いの促進に向け、地域福祉活動に参加するさまざまな市民・団体と協力を図っていく必要があります。

災害時における高齢者や障がい者などの被災者を見逃さないため、避難行動要支援者の把握と支援体制づくりが求められています。

基本的方向

地域福祉を支え、さまざまなサービスを提供する社会資源ネットワークの構築や地域活動との連携を図ります。

利用者が必要とする福祉サービスを選択するため、さまざまな悩みや問題を受け止める相談体制や情報提供の充実を図ります。

各種調査により多様化する市民ニーズを把握して、保健、福祉、医療の連携によりサービスの適切な提供を推進します。

市民の自発的な活動意欲を尊重し、地域の人材育成や活動の促進のための仕組みづくりを進めていきます。

地域で活動する団体などとの連携により要援護者の把握に努め、災害時に援護の必要な人を支援できる体制づくりを進めます。

福祉環境整備要綱に基づき、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、地震や雪害に配慮した住宅整備を図ります。

施策

地域福祉推進体制の充実

民生委員児童委員や地区社会福祉委員会など地域福祉活動を行う人たちと連携しながら、地域の支援ネットワークづくりの推進を図っていきます。

地域の介護や子育てなどの問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを進めるため、総合的な相談体制の充実を図ります。

避難行動要支援者が地域で安心して生活が送れるよう、避難行動要支援者支援プランに基づく避難行動要支援者名簿を活用した災害時支援を行うための支援体制づくりを進めます。

地域福祉活動の推進

地域で市民や自治会による福祉活動を展開するために、情報交流の場の提供と充実を図るとともに、地域福祉に対する理解と協力を得るため、地域で支えあう仕組みづくりに向けた啓発を進めます。地域の人材育成に向け、ボランティアのコーディネート機能の強化や研修による資質の向上を図ります。

地域で高齢者や障がい者など、だれもが安心して暮らしていくため、地域福祉活動のより一層の推進をめざし、NPOや民間企業の活動を支援します。

福祉環境の充実

だれにもやさしいまちづくりをめざし、公共施設のバリアフリー化をはじめ、民間事業者へも協力を求めていきます。

だれもが安心してサービスが利用できるよう、福祉情報の提供の充実を図ります。

第3節 子育て支援の充実

現状と課題

働く女性の増加や子育て環境の変化などから、社会や地域における子育て世代への支援は重要な課題となっています。そのため、各種保育サービスや子育てに関する情報の発信など、子育て全般にわたる支援の充実が求められています。

近年、保育を必要とする家庭が増えてきていることから、保育需要を適切に把握し、保育所定員の適正化に努めていく必要があります。

また、学童クラブへのニーズや対象年齢の拡大に対応するため、老朽化や狭小など課題のある施設については、学校施設の活用や児童館（児童センター）等との一体的な整備について検討が必要となっています。

子どもたちが遊びや学習を通じて健やかに成長できる場として、児童館（児童センター）の整備が望まれていることから、未整備地区での対応など検討を進める必要があります。

児童虐待への迅速な対応や未然の防止に向けて、関係者との連携、情報の共有など相談体制の強化を図っていく必要があります。

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもの支援については、発達相談数、関係機関との調整などのコーディネート業務が増加していることから、支援体制の充実・強化が課題となっています。

基本的方向

公立保育園の配置見直しや施設の老朽化対策、民間活力の導入など保育機能の充実を図るとともに、学童クラブの施設整備や定員などについて、利用者ニーズを踏まえた検討、計画的な整備を推進します。

常設の地域子育て支援センター事業の充実を図ります。

ひとり親家庭の自立促進と児童の健全な成長を図るため、総合的な支援を推進します。

児童館整備についての検討を進めるとともに、児童の健全育成や遊び場の確保を図ります。

増加傾向にある児童虐待・不登校・養育上の問題に対して、未然に防止するための啓発活動や適切に対応する相談体制の充実を図ります。

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもに対する療育や家族への相談・支援など、専門的な体制づくりを推進します。

施策

子育て環境の充実

保育所定員のあり方について具体的な検討を行い、保育計画の見直し、保育所定員の適正化を図ります。

利用者ニーズに対応した地域子育て支援センターの活動を進めます。

学童クラブのニーズに対応するため、入所児童数に応じた職員配置を図り、学校施設の活用や児童館（児童センター）などとの一体的な施設整備等の検討を進めます。

公立保育園の民営化を進めます。

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、ジョブガイド北広島と連携しながら、ひとり親家庭の実情に応じた、きめ細かな就業支援を行います。

母子・父子自立支援員や家庭児童相談員の資質向上を図り、相談者のニーズにあった助言や支援を行うとともに、児童扶養手当制度をはじめとする各種支援制度についての周知を図ります。

就業を効果的に促進するため、資格取得や教育訓練の取組への支援を行います。

児童の健全育成

児童館整備の基本方針を策定するとともに、児童センターに関する利用者調査を実施し、運営に反映させます。

要保護児童対策地域協議会を通じ、関係機関との連携を促進するとともに、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

療育指導の充実

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもをもつ家庭への支援の充実を図ります。

発達相談数の増加、幼稚園・保育園の巡回相談、学齢児相談、学齢児支援の要望や地域支援事業、関係機関コーディネート業務に対応するため、相談業務の体制づくりを推進します。

第4節 障がい福祉の充実

現状と課題

障害者総合支援法により、自立支援給付・地域生活支援事業等が行われており、障がい者が主体的にサービスを選択できるようになりました。

障がい者が地域社会で自立し、主体的に生活できるよう、ノーマライゼーションの普及と促進が求められています。

障がい者が希望する地域での暮らしの実現、活動が保障される社会づくりを推進するため、相談支援・就労支援など、必要な障がい福祉サービスの充実が求められています。

基本的方向

障がい者が、障がいのない人と同じように地域で生活し、活動できるようノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、相談支援体制などの充実を図ります。

障がい者の地域や在宅での生活を支援するため、自立支援給付のほかコミュニケーション支援や日常生活用具の給付など、必要なサービスの提供を図ります。

障がい者の就労促進のため、必要な訓練や活動の場を提供し、就労機会の拡大を図ります。

障がい者が地域での社会活動に参加できるよう、交流の場と体験機会の提供を図ります。

施策

地域生活支援の充実

障がい者が必要とする障がい福祉サービスを選択、利用できるよう、きめ細やかなサービスの提供を確保します。

障がい者の地域での円滑な生活を推進するため、コミュニケーション事業や各種ガイドブックなどの充実を図り、点字や手話などの活用により分かりやすい情報提供に努めます。

障がい者相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、自立支援協議会の機能強化及び充実を図り、地域生活支援のネットワークづくりを推進します。

障がい者の自立を促進するため、地域生活への移行に必要な居住・就労の場や日中活動の場など社会資源の整備・充実を促進します。

地域で障がい者がその権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう、障がい者の虐待防止や差別解消などの権利擁護を図ります。

社会参加の促進

障がい者の就労機会を拡大するため、企業の雇用を支援する各種制度について、情報提供を行うとともに、福祉関係機関、教育機関や労働関係機関が連携し雇用の場の確保を図ります。

障がい者の社会参加を促進するため、外出支援の充実を図ります。

障がいのある人となない人とのスポーツやレクリエーションなどによる交流機会の拡大を推進し、各種シンポジウムや研修会などを通して障がいに対する理解を深める機会を提供します。

第5節 高齢者福祉・介護の充実

現状と課題

急速に高齢化が進展する中、高齢者自身が地域社会において自らの豊富な経験と知識を生かして積極的な役割を果たし、住み慣れた地域や家庭で、安心して心豊かに暮らし、明るく活力に満ちた社会を確立していくことが求められています。

住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービス施設を充実し、利用者ニーズに応えていく必要があります。

高齢者支援センター（地域包括支援センター）は、民間委託により4か所開設され、介護予防支援業務や総合相談支援事業などの相談に応じていますが、相談件数の増加に伴い、充実強化が必要です。

認知症対策では、予防事業や家族支援事業を推進するとともに、地域で支える体制づくり、認知症への理解を深め予防からケアまでの系統的な体制づくり、経済的被害等の権利侵害から守る体制づくりを進めていく必要があります。

高齢者が地域の中でいきいきと生活を送ることができるよう、老人クラブ活動の促進や世代間交流事業、趣味を生かしたサークル活動やボランティア活動など生きがいや社会参加の拡大を図っていく必要があります。

基本的方向

自分の健康は自分で守ることを基本にしながら、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かし、生きがいをもって生活を送ることができる機会と場を提供していきます。

高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざします。

高齢者のニーズを的確に把握し、地域住民、民間団体、関係機関などの連携を図りながら、利用者の立場に立ったサービスを総合的に提供できる体制づくりを進めます。

高齢者が自立した生活を続けていくために介護予防対策を積極的に推進します。

認知症の早期発見と適切な認知症ケアを充実していくとともに、認知症に対する理解と支援の輪を広げていきます。

高齢者や障がい者の権利を守る総合的な権利擁護支援を推進します。

要介護の状態になっても、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、在宅支援体制の整備に努めるとともに、介護施設サービスの充実、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

施策

生きがいと社会参加の促進

高齢者が豊富な経験を生かして社会参加を果たすとともに、生きがいを持って地域の中で豊かに生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

介護予防と自立の支援

自立した生活を継続するために高齢者の健康や介護予防に必要な知識の普及を促進します。

要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者の把握に努め、各種事業への参加促進などにより自立生活への支援を図ります。

市民への介護予防の必要性や事業の周知を強化し、介護予防への理解を深めます。

介護サービスの充実

介護サービスや在宅福祉サービスの基盤整備について、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心な生活が送れるよう、地域密着型施設の整備等を促進し、きめ細かなサービス体系を拡充します。

地域支援体制の推進

高齢者の生活を総合的に支える中核的な役割を高齢者支援センターが担うことができるよう、介護・保健・医療との連携に加え、地域の関係者を含めたネットワークづくりを強化します。介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を図ります。高齢者の尊厳確保と虐待防止を図るため、相談に迅速に対応できるよう、窓口の周知活動を行うとともに、高齢者虐待防止相談対応マニュアルに基づき、関係機関等と連携して対応します。認知症高齢者や知的障がい者等の財産管理や身上監護を行うため、成年後見制度の普及啓発を図るとともに、必要に応じた利用支援を行うなどの総合的な権利擁護支援を推進します。認知症対策では、適切なケア体制の充実を図るとともに、認知症に対する理解を深め、地域で支える体制づくりやSOSネットワークなどの普及に努めます。高齢者が気軽に交流できる場を開設し、NPOやコミュニティビジネスなどの参画による運営を進め、市民で支える人材の育成や団体の支援を図ります。

第6節 社会保障制度の充実

現状と課題

今日の急速な少子高齢化の進行は、医療・福祉などさまざまな政策に影響を及ぼしているが、特に急激な経済情勢の悪化は、低所得者層や社会的、身体的ハンディキャップを抱える世帯等に大きな影響を与えています。

平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活に困窮している人に対する相談業務を行い、各種の支援制度につなげていく必要があります。

生活保護による適正な援護を実施するために、経済的支援とともに自立への援助体制を充実することが必要です。

重度心身障がい者やひとり親家庭等の社会的、身体的ハンディキャップを負っている方に対する医療面での経済的負担を軽減する医療費助成は、継続して実施する必要があります。

乳幼児等の医療費に対する助成については、少子化社会といわれている今日、次代を担う子どもが健やかに成長することや女性が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの一環として、さらなる充実が求められています。

基本的方向

生活保護に至る前の生活に困窮している人に対し、相談や各種制度を活用し、自立に向けた支援を進めます。

保護が必要な人に対し、生活保護制度により生活を保障するとともに、就労指導や生活指導により自立の助長を推進します。

重度心身障がい者やひとり親家庭の医療にかかる経済的な負担の軽減を図ります。

乳幼児等における疾病の早期受診、医療面からの子育て支援として、医療費の助成の充実を図ります。

施策

低所得者援護の充実

生活保護に至る前の生活に困窮している人に対し、自立相談支援事業をはじめとする必要な支援を行い、生活の安定と自立の促進に向けた体制作りを進めます。

被保護世帯の生活実態を把握し、生活保護の適正な実施を図るとともに、安定した生活の確保、社会的な自立に向けた就労の相談・指導を進めます。

医療援護の推進

重度心身障がい者及びひとり親家庭等に対する経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。

乳幼児等の保健の向上を図るため、医療費の助成を行うとともに、制度の更なる充実に努めます。

第2章 人と文化を育むまち

第1節 「生きる力」を育む学校教育の推進

現状と課題

変化の激しい社会の中で、北広島市の子ども一人ひとりが創造性豊かに、たくましく生きていくためには、自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心などの豊かな人間性、基礎的・基本的な内容を確実に身に付け、よりよく問題を解決する資質や能力、たくましく生きるための健康・体力など、「生きる力」を育むことが求められています。

核家族化や少子高齢化、女性の社会進出、情報化などが進む中、家庭における教育環境が著しく変化していることから、幼児の心身の調和のとれた発達を促し、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実が求められています。

児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中で、自他の生命を尊重し、健全な人間関係を築く力、美しいものに感動する感性などを高める道徳教育の充実をはじめ、全教育活動において豊かな心を育むことが求められています。

いじめや不登校、生徒指導上の課題を抱えている児童生徒に対応するため、悩みや課題を解決できるよう教育相談体制を充実するとともに、学校と家庭、地域、関係機関が緊密に連携し、継続的な取組を進める必要があります。

児童生徒が社会の変化に主体的に対応できるようにするため、確かな学力を育み、自ら学び、自ら考える力を育てることが求められています。あわせて、ICTを活用した効果的な学習や、児童生徒一人ひとりの社会性や職業観・勤労観を育てる「キャリア教育」の充実が求められています。

健やかな体を育む基礎となる学校体育の充実とともに、体力の源である食の正しい知識と望ましい食習慣の育成が求められています。また、関係機関と連携し、性や薬物乱用に関する指導や啓発活動を促進するとともに、地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを促進する危機管理体制を確立する必要があります。

「インクルーシブ教育」の理念に基づき、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その子の持っている力を高め、学習や生活の困難性の改善や克服をするため、学校全体で適切な指導・支援が行えるよう特別支援教育の推進体制の充実が求められています。

基本的方向

幼児の調和のとれた心身の発達を促し、「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を充実します。

自然や生命を尊重する心や美しいものに感動する感性、正義を重んじる心などの豊かな心を育む教育を充実します。

基礎・基本をしっかりと身に付けさせ、それらを活用して目標の実現や課題の解決を図ることができる確かな学力を育てる教育を充実します。

体力、運動能力の向上を図るとともに、体力の源である食の正しい知識や望ましい食習慣の確立など健やかな体を育てる教育を充実します。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導や支援を充実します。

国際理解、情報、環境、福祉、人権、平和、キャリア発達などのさまざまな課題に対して主体的に解決に取り組もうとする態度・能力の育成など、社会の変化や課題に対応できる力を育む教育を充実します。

施 策

幼児教育の振興・充実

多様な体験を重視した特色ある幼児教育を奨励するとともに、障がい児の幼稚園への入園を支援します。

家庭・地域と幼稚園等の連携を重視するとともに、幼稚園、保育所、小学校の連携を推進します。教育環境の向上、教職員研修の充実を図るため、幼稚園活動を支援します。

豊かな心を育む教育の充実

人を思いやる心や人とかかわる力を育てる豊かな体験活動を推進します。

基本的な倫理観や思いやりの心などを育む教育を推進します。

いじめ、不登校やささまざまな問題に適切な対応をするとともに、自他の理解を深め、よりよい人間関係を醸成する生徒指導を充実します。

豊かな感性や想像力を育む読書活動を推進します。

確かな学力を育てる教育の充実

基礎・基本をしっかり身に付けさせ、それらを活用していく力を育てるために、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

総合的な学習の時間を中心に、体験的、問題解決的及び探求的な学習を推進します。

学ぶ喜びや楽しさが実感できるような授業のあり方について実践的な研究を推進します。

学力検査等の結果を生かした指導方法の工夫改善を進めます。

ICTの活用による教育の充実

学びの充実を図るため、積極的にICTを活用するとともに、指導方法・指導体制の工夫改善を進めます。

教員のICT活用指導力向上のための研修等を充実します。

健やかな体を育てる教育の充実

健康に必要な知識・実践的な態度を身につけるために、保健教育や体力向上の取組を推進します。

食の正しい知識と望ましい食習慣を身につけるため、家庭や地域と連携した食育を推進します。

安全で安心な給食を提供するため、施設・設備の整備を促進するとともに、食物アレルギーや異物混入に対する取組を進めます。

児童生徒が安心して学校生活が過ごせるよう、地域ぐるみで安全・安心な環境づくりを推進します。

特別支援教育の充実

通常の学級、特別支援学級、通級指導教室での一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を充実します。

特別支援教育コーディネーターを中心として全教職員による推進体制を充実します。

特別支援学校や関係機関との連携を充実します。

社会の変化や課題に対応した教育の推進

成長の足跡を確かめ、夢や目標に向かって挑戦する人材育成を目指す「きたひろ夢ノート」の実践を充実させるとともに、望ましい社会性や職業観・勤労観を育成するキャリア教育を推進します。

国際化に対応するため、英語教育に取り組むとともに、外国語指導助手（ALT）の活用など、コミュニケーション能力の育成を図ります。

市の共通実践課題として、環境、福祉、人権、平和教育を位置づけ、より充実・発展させるための取組を推進します。

姉妹都市東広島市との交流を通して、お互いの歴史や文化を理解し、ふるさと意識の醸成を推進します。

第2節 信頼され、魅力ある学校づくりの推進

現状と課題

学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するためには、子どもを中心に据え、地域の意見や要望を生かした学校経営を進めることが求められています。また、学校からも適時適切な情報提供を行い、学校、家庭、地域が協働して学校改善への取組を進め、地域に開かれた学校づくりが求められています。

家庭や地域の教育的ニーズに対応した教育活動を推進するとともに、学校関係者評価による学校評価の結果や、教育活動の成果を保護者や地域へ周知する広報活動などを充実する必要があります。

地域の方々の教育活動への参加や学校資源を地域へ提供するなど、学校と地域の双方向の連携を推進し、地域とともにある学校づくりを進める必要があります。

学校が、家庭や地域の信頼に応え、公教育としてよりよい魅力のある学校づくりを進めるために、学び続ける教員を支援する仕組みを構築し、課題探求型の学習、協働的な学びなど、新しい学びを展開するための教員の実践的指導力等を向上させる必要があります。

教育施設の老朽化や児童生徒数の増減に対応して、安全・安心な魅力ある施設の整備を進めるとともに、学校規模の適正化を検討する必要があります。

時代の変化に対応して、小中一貫教育などの新しい教育手法の検討や、学校を支援する制度の充実に努める必要があります。

今日の経済状況の中で、勉学に意欲的な生徒や学生が、経済的な理由で就学が困難になっている傾向が見られ、経済的な負担の軽減を図る必要があります。

基本的方向

学校の教育活動や運営についてのマネジメント・サイクルに基づいた継続的な評価や評価結果の公表、保護者や地域住民との双方向の協力、学校関係者からの意見や評価の活用などを通して信頼性の向上と学校改善を図る開かれた学校づくりを推進します。

質の高い学びを支える環境づくりや安心して教育活動が行える学校づくり、新しい教育手法による魅力ある教育活動など、社会の変化や実態にあった教育環境の整備を促進します。

施策

開かれた学校づくりの推進

学校経営プログラムによる学校経営の推進とマネジメント・サイクルによる学校改善を推進します。家庭や地域の教育的ニーズを把握するとともに、学校関係者からの学校に対する評価や結果、教育活動の成果について、保護者や地域に周知するなど、情報の共有化を図ります。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の取組など、地域の方々の教育活動への参加や、地域への学校資源の提供により、学校と地域の双方向の連携を推進します。

子どもたちにとって、より豊かで有意義な土曜日を実現する「土曜授業」を推進します。

教育環境の整備

研修機会の充実や適切な教職員評価を通して、教職員の資質の向上を図ります。

適正な規模の集団の中で学ぶことができる環境づくりを推進します。

老朽化した学校施設の長寿命化や耐震化に取り組み、防災施設としての機能の充実を図るとともに、児童生徒数の増減に対応した学校施設の整備を推進します。

児童生徒の安全と学習環境の向上に配慮した施設・設備の整備を推進します。

小中一貫教育等の新しい教育のあり方について検討を進めます。

家庭、地域と連携した学校支援地域本部の取組を推進します。

小・中・高等学校教育等への就学を支援します。

第3節 家庭・青少年健全育成の推進

現状と課題

青少年の健全育成の基本である家庭、学校、地域は、少子化や核家族化の進行、教育力の低下、膨大な量の情報等の影響を受けており、とりわけ家庭教育をめぐる課題は複雑さを増しています。

本市では、子どもサポートセンターの相談・支援体制の確立や子どもの体験活動の実施など、家庭、学校、地域との連携による青少年の健全育成を図ってきました。

不登校児童生徒への対応については、指導・訪問体制を充実していく必要があります。小中学校には心の教室相談員を配置して、児童生徒の悩み事などの相談に当たっていますが、さらに学校や中央児童相談所などと連携を強化していく必要があります。

インターネット上で、新しい形のいじめや犯罪被害に巻き込まれるなどのトラブルが全国的に多発しています。このことから、いじめ防止基本方針に基づく対策を効果的に推進していくとともに、子どもに情報モラル向上の指導や保護者への啓発をさらに進めていく必要があります。子どもを狙う不審者の出没や犯罪被害は憂慮される問題となっており、子どもが安全で安心して生活できるよう、地域で子どもを守り育てる活動や機運の醸成が求められています。

基本的方向

基本的な生活習慣や自立心の育成など、家庭での教育力向上やあたたかな家庭づくりへの支援を進めます。

いじめや不登校などの問題を早期に解消するため、関係機関との連携強化と専門的知識を有する人材の活用を進めます。

青少年を健やかに育む安全・安心な育成環境を確保するため、家庭、学校、地域との連携を強化し、主体的な健全育成活動を支援します。

施策

家庭の教育力向上への支援の充実

あたたかな家庭づくりへの支援の充実を図ります。

PTA などとの連携を図り、家庭の教育力向上に向けた支援を充実します。

家庭・学校・地域が一体となり、子どもたちの生活習慣を見直す取組を進めます。

教育相談体制の充実

いじめや不登校の問題を早期に解消するため、スクールカウンセラー、臨床心理士など専門的知識を有する人材を積極的に活用します。

不登校児童生徒の学校復帰に向け、「みらい塾」において学習指導や社会体験活動を行い、集団生活や社会適応能力の向上を図ります。

携帯電話の取扱いや情報モラルについて、児童生徒や保護者に対して啓発を図るとともに、インターネット上などでの新しい形のいじめやトラブル、犯罪被害や生活習慣の乱れを防ぐため、ネットパトロールを実施します。

いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期解決の取組を強化します。

青少年を取り巻く諸問題の把握と早期解決に向け、学校や中央児童相談所などとの連携を強化します。

地域が支える健全育成活動の充実

子どもサポートセンターの相談・支援機能を核として、家庭、学校、地域との連携を強化するとともに、地域の教育力の向上や各地区の健全育成活動を支援します。
各種大会や地域の安全・安心講座などを通じて全市的な健全育成に関する意識の高揚を図ります。
児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができるよう「放課後子供教室」の充実を図ります。

第4節 社会教育の充実

現状と課題

自由時間の増大を背景に、生きがいや心の豊かさを求める時代となり、生涯学習に対する市民の関心が高まり、学習活動に対するニーズは多様化・高度化しています。市民の主体的な学習活動への支援や、学ぶ機会としての社会教育の充実が求められています。

市民の学習ニーズは、これまでの趣味・教養的な自己実現型だけでなく、少子高齢化に対応した福祉・健康・環境・子育て・防犯などの日常生活や、地域の課題解決に向けた学習機会が求められています。

また、必要な情報が適切に提供されるためのシステムづくりが求められてきていることから、市民の学習ニーズを的確に把握し、市民が主体的・意欲的に生涯学習に参加できるよう、多様な学習機会を創出するとともに、学習プログラムを工夫していく必要があります。

団塊世代の地域社会への参加が進んでおり、これらの方々地域での生涯学習や市民活動の担い手として、主体的に学ぶことができ、学習成果をわかちあうことのできる活動を支援していくため、学習環境を整備していく必要があります。また、これらの活動を円滑に進めていくためにも、関係施設・設備などを充実していくことが必要です。

基本的方向

時代にあった生涯学習の基礎づくりを進めるためにも全市的な取組はもとより、各地区の特色を生かした市民の主体的な生涯学習活動の支援を推進します。

国際化の進展や社会の変化に適切に対応していくために、社会の要請や個人の学習ニーズに対応した学習機会の充実を図ります。

学習活動を効果的に支援していくために、施設・設備の充実など学習環境の整備を促進します。

施策

学習活動への支援の充実

市民の学習活動に対する意欲に応えるため身近な学習機会の充実に努め、学びを通じたコミュニティづくりに向け、市民が主体的に取り組む学習活動を支援します。

社会教育関係団体や市民の主体的な学習活動に対し、団体が自ら個性ある活動を継続するための人材育成や団体運営に対する支援の充実を図るとともに、学んだ成果を生かす機会や相互に交流する場を提供します。

市内のそれぞれの地域が、個性豊かに地域の実情にあった学習活動を展開できるよう、市民と行政との協働による活動を推進します。

学習機会の充実

各世代別での学習ニーズに応え、産・学・官・民の連携を図り、多様で豊かな学習機会や交流機会の提供を推進します。

社会の要請や個人の多様な学習ニーズに対応するため、実情に合った学習機会の提供を推進します。市民の多様な学習ニーズへの対応や、主体的な学習活動を支援するための情報提供に努め、学習活動への効果的な支援を促進します。

市民の主体的な学習をサポートするため、IT予約システムなどによる社会教育施設や公共施設のネットワーク化を図ります。

施設の充実による学習環境の整備

生涯学習活動の推進や社会教育の充実に向け、市民がより利用しやすい社会教育施設の運営を図ります。

市民の主体的な学習活動を支援するための学習環境を整備するとともに、中央公民館など既存施設の有効活用を図ります。

学習や研修の機会を提供する施設の計画的な整備を進めます。

第5節 歴史の継承と創造

現状と課題

国指定の史跡である旧島松駅逋所や特別天然記念物野幌原始林などの貴重な文化・自然遺産、太古の様子を物語る自然化石などを守り、次の世代へ正しく継承していく必要があります。

市民が身近なものとして郷土の歴史や文化に親しみ、正しく理解し、郷土を愛する心を育むことが大切です。

広葉交流センター（いこ～よ）に設置した「エコミュージアムセンター知新の駅」については、エコミュージアムに関する情報の収集と発信、調査研究、展示のほか、郷土に関する学習機会を提供する中心的役割が求められています。

市民自らが、郷土の歴史と文化の理解に努めるとともに、次の世代へ継承するための取組として、地域の遺産をあるがままに保存し、活用する「北広島エコミュージアム構想（まるごときたひろ博物館）」を進める必要があります。

基本的方向

市民のだれもが北広島を良く知り、誇りに思う心を培うとともに、北広島の自然や歴史的遺産を大切に守り育てることができるよう、学習機会の充実や市民参加による事業を推進します。郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用を進めるとともに、市民が身近に郷土文化財などにふれることができる環境の整備を推進します。

施策

エコミュージアム構想の推進

文化遺産の継承を図るため、郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用を進めるとともに、市民の文化財を大切に守る心を培い、市民が身近に郷土文化財などにふれることができるようエコミュージアム構想を推進します。

市民参加による郷土学習や体験学習を通して、自らのまちを誇りに思う郷土愛を育む学習機会を提供します。

エコミュージアム構想を推進し、各地域の自然遺産・歴史遺産・産業遺産等を現地において保全・活用する環境を整備します。

重要な郷土資料の保全、住民活動の拠点、情報サービスの発信・提供、資料の展示、学校等と連携した郷土の教育普及活動を充実します。

文化財の保存と活用

史跡や歴史資料を適切に保存するとともに、その活用により歴史と文化に対する市民の理解を深め、貴重な文化財の保護を進めます。

郷土の歴史、自然等の調査研究や資料の収集保存を進めます。また、市文化財の指定を行い保存します。

郷土文化の伝承に対する支援を進めます。

第6節 読書活動の充実

現状と課題

北広島市図書館は、平成10年(1998年)にオープンし、開館後17年で貸出し数が820万冊を超えるなど、市民の読書・生涯学習拠点として大きな役割を果たしてきました。今後も市民が、読書や学習活動を継続することができる資料や情報を提供するとともに、市民との協働による読書環境の充実を図ることが求められています。

現在の図書館や学校図書館は、市民や民間事業者などの多くの参加が図られていることから、官民協働を基盤とした生涯学習の拠点として推進していく必要があります。

子どもの豊かな心を育むため、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、自主的な読書活動が行うことができる環境の整備が求められています。

基本的方向

子どもから高齢者まで、あらゆる世代で読書や学習を続けられるよう、市民との協働により図書館サービスの充実を図ります。

子どもの読書活動については、新たな子どもの読書活動推進計画に基づき、家庭・学校・地域が一体となった推進をめざします。

施策

図書館サービスの充実

市民が求める資料と情報の提供を図るため、図書館及び地区分館での図書や雑誌などの資料の充実に努めるとともに、市民が利用しやすい環境づくりを進めます。

地域・学校の読書ネットワークを整備し、読書を楽しみ、学びあう市民意識を醸成します。

図書館フィールドネットなどの市民との協働により、子どもから高齢者までの生涯を通じた読書活動の充実をめざします。

子どもの読書活動推進

市民との協働を踏まえながら、学校図書館を中心とした読書環境整備を進めます。

学校図書館における蔵書の充実に努めるとともに、幼稚園・保育園での絵本巡回事業「小豆(あずき)」の利用拡大を図ります。

第7節 芸術文化の振興

現状と課題

社会情勢が大きく変化する中、価値観の多様化などに伴い心の豊かさや生活への潤いが求められており、ますます人々の芸術文化への関心が高まっています。

本市では、芸術文化ホール開設以来17年が経過し、芸術文化を鑑賞する場や活動する機会の充実が図られてきました。

地域住民との協働により、芸術文化に親しむことができる環境の充実を図ることが必要です。そのため、関係機関との連携や、市民が主体的に取り組む活動を支援する体制の整備、青少年の芸術文化活動への支援をさらに進める必要があります。

基本的方向

市民の芸術文化活動を振興するとともに、個性豊かな地域文化の創造に努めます。芸術文化振興プランに基づき、芸術文化の創造を担う人材の育成と市民等との協働による芸術文化活動のさらなる振興を図ります。

施策

個性豊かな地域文化の振興

優れた芸術文化活動に対して表彰を行うとともに、市民が主体的に取り組む芸術文化活動を積極的に支援します。

各種公演や講座、体験教室など、市民が芸術文化を気軽に体験できる機会を提供します。

青少年が芸術文化に触れる機会の充実に向け、学校との積極的な連携を進めます。

芸術文化活動に主体的に取り組んでいる市民団体やサークルを支援します。

芸術文化ホールの計画的な改修と整備を進め、利便性の向上を図ります。

市民等との連携による芸術文化活動の展開

地域の文化活動を支援する財団法人等や地域貢献活動を行う企業との共催、他の公共ホールなどとの連携を推進します。

芸術文化ホールなどの活用により、市民が芸術文化に親しめる環境づくりを進めます。

市民との協働により、ボランティア組織の拡充を図りながら、芸術文化ホールの運営を進めます。

第8節 スポーツ活動の推進

現状と課題

市民だれもが、健康で生きがいのある生活を築くため、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

健康志向の高まりや、団塊世代の定年等によるライフスタイルの変化に伴い、市民ニーズや利用者層の変化に応じた健康・体力づくり機会の拡充と、アダプテッド・スポーツの視点が求められています。

市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会を提供するため、スポーツ施設の充実や各種スポーツ教室の開催、学校体育施設の開放などに取組む必要があります。

子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、小中学生の運動不足や体力低下、スポーツ離れなどが課題となっています。スポーツなどを通じて、子どもの心と体の発達を支援することが重要になってきていることから、幼年期を含めたスポーツ活動の底辺拡大を図る必要があります。

基本的方向

市民だれもが、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、生涯スポーツ活動をはじめ、児童生徒・障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の支援を推進します。

競技スポーツを振興するため、スポーツ選手の育成や支援に努めます。

全道大会や全国大会への出場など、大きな目標をもった青少年の夢と希望を実現するスポーツの振興を図ります。

多様化する市民ニーズに対応したスポーツ施設の整備と運営を図ります。

施 策

健康で生きがいのあるスポーツ活動の促進

市民だれもが健康で生きがいのある生活がおくれるよう、市民との協働による各種スポーツ教室やスポーツ活動の推進、健康・体力づくり機会の拡充を図ります。

市民の自主的な参加と健康・体力づくり機会を拡充するため、各種スポーツイベントの開催をはじめとするスポーツ事業の推進を図ります。

スポーツ推進委員や生涯学習振興会と連携し、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

競技スポーツの振興

ジュニアスポーツ活動の振興を図るため、スポーツアカデミーにおける選手の強化育成や底辺拡大、指導者の養成に取り組むとともに、中学校部活動への支援などを行います。

国際大会や全国大会等への出場を支援するほか、スポーツ大会において優秀な成績をおさめた市民を表彰し、市民の自発的なスポーツ活動の振興と奨励を図ります。

市体育協会やスポーツ少年団本部等に対して支援を行い団体の組織強化と育成を図ることで、競技者のスポーツ活動の振興を図ります。

スポーツ施設の整備と運営

市民が安心して利用しやすいスポーツ・レクリエーション環境を整えるため、スポーツ施設の計画的な整備と改修を進めます。

日常的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、学校開放事業（全小中学校）をはじめとするスポーツ環境の向上を図ります。

運動広場の整備を進め、市民が快適にスポーツ・レクリエーション活動を行える場づくりを図ります。

第9節 大学との連携

現状と課題

今日、大学が有する知的資源を活用し、教育・文化の振興を図るとともに、産学官連携による共同研究などさまざまな分野での連携を強めることで、地域の特性を生かすための取組が進められています。

本市では、大学の有する人材や英知をまちづくりに生かすため、各種審議会や委員会への参画など道都大学をはじめ各大学等と連携を深めてきました。

今後も引き続き大学等との連携を深めるとともに、大学生による地域でのイベント企画運営など、地域の活性化に資する多様な活動への参画やボランティア・NPOなどの市民活動団体との連携を促進する必要があります。

当市に在籍、在住の大学生・専門学校生には、学生の新鮮な感覚を地域のイベント企画運営などに参加してもらい、まちづくりの一端を担ってもらう必要があります。

基本的方向

市、大学、市民のネットワークを形成し、大学の持つ人材や英知を生涯学習やまちづくりに生かし、地域の活性化を図るため、大学との連携・協力を進めます。
学生による地域との交流や多様な活動への参画など連携を促進します。

施策

大学との連携

大学が有する知的資源、研究成果やアイデア、大学生の活力を生かしたまちづくりを推進するため、大学のもつ人材や英知をまちづくりに生かし、大学等との連携・協力を進めます。
地域に開かれた教育を促進するため、生涯学習機会の提供や産学官連携による共同研究など地域振興に貢献する実践的な取組を進めます。

地域活動の促進

学生による地域でのイベントの企画運営など、多様な活動への参画を推進します。

第10節 交流の促進

現状と課題

芸術文化ホールやエルフィンパークでは、各種の講演会やコンサート、市民団体によるフリーマーケットや各種展示会、地元農産物の即売などが開催され、市民同士の交流が展開されています。隣接する札幌市厚別区、江別市との交流では、森林浴ウォーキングや軽スポーツ、地域子育て支援などを通じて市民相互の交流を実施しています。

行政界を越えた市民の余暇活動や経済活動等に合わせて、エルフィンロードや芸術文化ホールを活用しながら広域的な交流を広げていく必要があります。

姉妹都市である東広島市とは、商工会や県人会レベルでの交流や、祭りやイベントを相互に訪問したり、子ども大使として小・中学生を相互に派遣するなど、さまざまな交流を行っています。今後はこれまでの交流を土台にしながら、市民レベルの交流につなげていく必要があります。

市民生活の場における国際化が着実に進行しています。本市においても市民による国際交流団体の活動やホームステイの受入れなどが行われています。国際化がさらに進展する中で、地域や個人レベルでの国際理解と国際交流をさらに促進していく必要があります。

基本的方向

広域交流による交流人口の増加を図り、人や物などのネットワーク化を推進します。

地域間の交流と連携を深め、市民のさまざまな交流を促進します。

教育文化、経済など多方面にわたる姉妹都市との交流を展開し、一層の市民レベルでの交流を推進します。

国際感覚豊かな人材を育成するため、地域や個人レベルでの国際理解と国際交流を促進します。

施策

広域的な交流の促進

隣接する市町村との交流については、行政分野や経済分野のみならず、さまざまな分野での市民レベルの身近な交流機会の拡大に努め、交流人口の増加を図ります。

芸術文化ホール、図書館、エルフィンパークがもつ交流機能とJR北広島駅がもつ交通結節機能とを活用して、近隣自治体をはじめ市内外との交流活動を促進します。

千歳川や輪厚川の水辺空間、札幌恵庭自転車道線や幹線道路などの広域的ネットワークを活用した交流と連携を促進します。

姉妹都市交流事業の拡充

姉妹都市交流を通じて、相互理解と連携意識が浸透していくよう、市民レベルでの交流を促進します。東広島市と本市の祭りやイベントに相互訪問することで、行政機関の交流や地域の特性を生かした教育文化、経済など幅広い交流を推進します。

国際交流の促進

国際感覚豊かな人材を育成するため、国際交流協議会との連携により国際交流の推進と国際理解を深める各種機会の提供を図ります。

カナダ・サスカトゥーン市との交流活動を生かし、友好都市として積極的な交流を推進します。

第3章 美しい環境につつまれた安全なまち

第1節 環境の保全

現状と課題

科学技術の進歩がめざましい経済発展をもたらしましたが、その一方で、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が発生しています。地球温暖化はエネルギーを使用するすべての社会活動が原因となるため、環境問題の中でも最も解決が困難なものであることから、平成26年度に策定した地球温暖化対策実行計画に基づき、市民・事業者・行政などさまざまな主体が、温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

近年は、大気汚染、水質汚濁、悪臭など典型7公害に加え、ダイオキシン類やPM2.5等の化学物質による環境への影響が社会的な不安要因となっています。大気や水環境の保全是もとより、化学物質による環境汚染を監視し、新たな環境リスクを低減するための取組が必要です。

安らぎや心の豊かさといった価値観が大切にされるようになり、豊かな自然や美しい景観に対する市民のニーズが高まっています。市民が気軽にふれあうことができ、多様な生物が生息できる、良好な自然環境を保全していく必要があります。

快適な衛生環境のため、井戸水や浄化槽、斎場、霊園の適正管理など、清潔で快適な公衆衛生の保持・改善を推進していく必要があります。

基本的方向

環境基本条例、環境基本計画に基づき、計画的、総合的な環境施策を推進します。

市民参加により消費廃棄型社会から資源循環型社会への移行を進め、低炭素社会の構築に向けた長期的な環境負荷低減への取組を推進します。

健康で安全に暮らせる快適な生活環境を保全するため、監視パトロールによる公害の発生源に対する指導の徹底を図るなど、環境汚染の防止に努めます。

自然環境の保全と健全な生態系の維持をめざし、特定外来生物や有害鳥獣の駆除による農作物などへの被害発生防止に取り組めます。

市民が環境に配慮した活動に参加できる地域コミュニティづくりを進め、環境教育の啓発や市民・事業者・行政などの連携を促進します。

上下水道の未整備地区における衛生環境の向上や畜犬登録、狂犬病予防接種の促進を図ります。

霊園の管理体制や火葬場の整備について検討を進めます。

施策

地球環境の保全

地球温暖化対策実行計画に基づき、太陽光発電など環境負荷の少ない再生可能エネルギーへの転換を促進し、地球温暖化防止、省エネルギー意識の向上に向けた啓発を推進します。

省エネルギーへの取組やグリーン購入、低公害車の導入など、市としてのCO₂削減に向けて率先的に取り組めます。

公害対策の推進

公害の発生源となる工場、事業所の指導、監視、測定などを実施し、大気環境、水質環境の保全、悪臭や騒音などの防止対策を推進します。

ゴルフ場での使用農薬の低減に向けて、事業者に対し環境汚染防止についての指導・助言を実施します。

自然環境の保全

緑と水空間の保全や創造、緑化に関する啓発事業を行うとともに、多様な生物の生息環境の保全に努め、特定外来生物の駆除を促進します。

環境保全意識の向上

企業、団体などへの環境啓発や学校、地域、家庭における環境教育を推進します。
NPO、市民団体などの自主的な環境問題への取組支援と連携促進を図ります。

環境衛生の充実

- 下水道処理計画区域外のし尿や生活雑排水を適正に処理し、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るため、合併浄化槽の設置を促進します。
- 未登録犬の解消や狂犬病予防注射の接種率の向上を図るとともに、飼い犬の適正管理に向けた啓発を推進します。
- 霊園の管理体制について検討を進めます。
- 火葬施設の建替えなど、独自・広域処理の方法や施設の整備について検討します。

第2節 廃棄物対策の推進

現状と課題

資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会をめざす取組が全国的に始まり、循環型社会にふさわしい3Rの実現に向けた取組が進められています。(3R～リデュース=発生・排出抑制、リユース=再使用、リサイクル=再資源化)

平成20年(2008年)10月に家庭ごみの有料化を実施したことにより、ごみの減量化が進んでいますが、今後も減量化が持続するよう対策を行っていく必要があります。

また、生ごみの分別については、分別意識の向上に向けた取組を行う必要があります。

ごみの排出抑制や再資源化、生ごみのバイオガス化処理などにより最終処分場の延命化を図るとともに、処分場周辺の環境整備対策の強化を行う必要があります。

高齢化社会の急速な進行により、ステーションへのごみ排出が困難な方の増加が想定されることなど、状況に応じて収集体制などの見直しをする必要があります。

不適正排出や不法投棄防止対策のため、パトロールの強化や指導の充実を図る必要があります。

広域によるごみ処理については、構成自治体と協議を行い、焼却施設建設等の検討を進める必要があります。

基本的方向

ごみの減量化とリサイクルを推進するため、資源回収の促進やリサイクル意識の高揚を図ります。

ごみの減量化や資源化対策、生ごみのバイオガス化処理により最終処分場の延命化を図るとともに、最終処分場周辺の環境整備を充実します。

広域による可燃ごみの焼却処理について検討を進めます。

容器包装リサイクル法などに基づく分別収集を行うほか、新たにリサイクル可能な資源物の分別、収集方法等の検討を行い家庭ごみの効率的な収集運搬及び処理を推進します。

施策

ごみの減量化・リサイクルの推進

家庭ごみ有料化による減量効果を持続させるため、ごみの減量やリサイクル等に関する市民への情報提供を積極的に行うとともに、家庭ごみの排出の抑制を推進します。

ごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、集団資源回収や生ごみ堆肥化容器などの利用を促進します。

ごみ処理体制の充実

最終処分場の延命化を図るとともに、最終処分場周辺の環境整備を実施します。

リサイクル可能な新たな資源物の分別収集と効率的な収集運搬について検討し、リサイクルの推進及び効率的な収集運搬、処理を行います。

廃棄物パトロールの監視を強化し、不法投棄等の抑制を図ります。

道央廃棄物処理組合での可燃ごみの焼却施設建設に向けた検討を進めます。

第3節 水と緑の空間の充実

現状と課題

身近に森林や緑地があり、緑の豊さが本市の特色となっていますが、森林整備等が行き届かず放置状態が続くなど、森林の有する多面的機能が低下してきている状態にあります。森林を含めた緑の果たす役割の重要性を森林所有者や市民などに啓蒙し、協働による緑の保全や整備への取組を進める必要があります。

豊富な森林など緑の資源を保全、育成するため、平成16年度(2004年度)に緑の基本計画を策定して南の里特別緑地保全地区を指定しました。また、国の補助制度や森林ボランティアグループによる整備、自然観察や森林浴などを楽しむことのできる場所の提供をめざしています。

平成20年度(2008年度)から公園等里親制度を導入し、施設に愛着をもって清掃美化や草刈りを行うなど、地域のボランティア団体との協働のもと管理を進めています。

輪厚川の河川敷は、市民と行政がともに管理することにより川に親しむ空間として定着してきていることから、小さな子どもでも安心して川遊びができるような憩いのひろばとして親水空間の機能が損なわれないよう保全していく必要があります。

基本的方向

緑のまちづくり条例やまちづくり指針に基づき、開発事業者に対し指導を行いながら、緑と調和したまちづくりを進めます。

民有林所有者の理解と協力を得ながら、緑の保全と緑化の推進を図ります。

自然や緑を大切にすることを育むため、市民協働による緑化を推進します。

森林整備計画に基づく森林施業計画に沿って市有林の整備を図ります。

花と緑の美しいまちづくりを支える基盤づくりを促進します。

市民と行政が協働して河川環境を守り、潤いのある水辺空間の形成を図っていきます。

公園施設長寿命化計画に基づき、市民が安全・安心に利用できる憩いの場の提供を促進します。

施策

緑化の推進

緑の基本計画に基づき、市民・事業者・行政が連携して緑化活動を推進します。

市街地及びその周辺における良好な自然緑地は、関係法令や条例に基づき無秩序な乱開発を防止するとともに、民有林所有者に理解と協力を得て、緑のまちづくり条例に基づく緑保全地区の指定など緑の保全と緑化の推進に努めます。

身近の森林や緑の豊かさを損なわないよう、森林の保全を進めるとともに、市民や所有者等への保全意識の啓蒙・啓発を図り、森林整備を促進します。

市民植樹祭や誕生記念樹の贈呈など市民参加による美しいまちづくり事業を推進します。

安定的に緑化推進事業を継続するために、「緑のまちづくり基金」の活用を努めます。

緑化に関する意識の醸成や活動の拠点となる「緑化センター」の整備について検討します。

親水空間の保全

河川の機能に配慮した植樹や花を植栽し、河川敷地の緑化を推進します。

市民の川に親しむ施設として、憩いのひろばの機能や景観を保全します。

公園の整備

市民との協働により、憩いやコミュニティの場として親しめる公園・緑地の整備を進めます。

公園機能の改善や多世代型公園への転換などの検討を進めます。

第4節 防災体制の充実

現状と課題

災害に強いまちづくりを進めるため、避難所・収容施設となる学校施設の大規模改修や公共施設の耐震化、災害危険箇所の整備強化など総合的な整備対策が必要となっています。

狭隘あるいは位置的な理由で避難所として適さない箇所については、地域の配置バランスなども考慮し、避難所の指定を見直すとともに高齢者や障がい者が、被災時に避難生活を安心して送れるよう福祉避難所での備品整備等を進める必要があります。

備蓄食糧等は消費期限があることから、災害時に確保が可能な品目以外の備蓄を検討するなど、備蓄品目や備蓄量を見直す必要があります。

地域の防災力を強化するためには、研修や訓練などを通じて地域住民の防災意識を高めるとともに、地域内での援護協力体制が重要であることから、今後も自主防災組織の育成や支援を図り、防災活動に参加しやすい環境を整えていく必要があります。

森林が有する多面的機能（水源かん養、土砂崩壊防備など）を高め、自然災害の発生や二次的被害を未然に防ぐため、森林整備の取組を進めていく必要があります。

千歳川流域の治水対策の早期実現を図るために、流域自治体及び関係機関と連携して、石狩川水系千歳川河川整備計画、千歳川流域治水対策整備計画に基づく総合的な治水対策を促進していくとともに、東の里遊水地の具体的な利活用計画を策定する必要があります。

基本的方向

災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりをめざし、総合的かつ広域的な防災対策を推進します。

災害の規模・様態によっては必要となる物資の輸送に支障をきたす場合があることから、防災用食料及び資機材の分散備蓄を図っていきます。

市民の防災意識の高揚を促しながら、自主防災組織など自主的な防災活動を支援・促進します。

自然災害の発生を未然に防止するため、森林や河川の整備などの治山・治水対策により、災害に強いまちづくりを推進します。

多くの市民が使用する公共施設の耐震化を進めます。

災害避難場所における災害時対策を検討するとともに、福祉避難所における備品などの整備を進めます。

施策

防災対策の推進

北海道や近隣市町村との相互応援体制を確立し、総合的かつ広域的な防災体制の充実・強化を図ります。

地域防災計画の修正を行うとともに、災害時における避難行動要支援者の避難支援計画の策定や訓練の実施など、防災対策の強化を図ります。

防災資機材や非常用食料など自主備蓄に努めるとともに、災害時に必要となる物資等の供給を確保するため、民間業者等との協力協定の締結を促進します。

震災時の2次災害防止に向けた応急危険度判定活動については、建築士会等との応援協力体制を図ります。

災害時における避難所の早期開設や停電、冬期間における対策について検討を進めます。

災害時における福祉避難所で必要となる備品などについて、協定を締結している社会福祉法人との協議を進めながら整備に努めます。

自主防災組織の充実

地域ぐるみの防災体制を確立するため、自主防災組織など市民の自主的な防災活動を支援・促進します。

市民の防災意識の高揚と防災知識の普及のため、自主防災組織の育成を進めるとともに、防災センターの活用、広報活動や出前講座の実施など地域住民の防災活動の推進を図ります。

治山・治水の推進

自然災害の発生を未然に防止するために、森林を保全し、森林の有する多面的機能（水源かん養・土砂崩壊防備など）を高める森林整備や河川整備などの治山・治水対策を進め、災害に強いまちづくりを推進します。

森林や緑地の保全整備による水源かん養・土砂崩壊防備などの機能強化を図るため、市有林の整備地域の拡大を進めます。

水害に強いまちづくりを進めるため、石狩川水系千歳川河川整備計画に基づく東の里遊水地の整備促進、千歳川・輪厚川などの治水対策を国等に強く要請するとともに、遊水地の利活用については、国と協議しながら市民が親しみやすい具体的な利活用計画を策定します。

農地や低市街地の浸水被害を軽減するため、排水機場の保守管理を計画的に進めます。

第5節 消防・救急体制の充実

現状と課題

都市化や高齢化の進行など社会状況が大きく変化し、災害や救急の態様も複雑多様になりつつあることから、各種災害などに迅速かつ的確に対応するため、専門的知識と高度な技術を有する人材の育成や資機材の整備などが重要となります。また、災害対応力の強化や行財政の効率化を図るため、広域での連携を強化し、指令業務の共同運用に向けた検討を進める必要があります。

救急体制については、救急救命士の処置範囲の拡大が進められていることから、対応する救命士の養成を促進するとともに、医療機関との連携を強化する必要があります。

AED（自動体外式除細動器）の施設への更なる設置促進と、救命講習会による応急手当の知識及び技術の普及を図る必要があります。

消防活動において大きな役割を担っている消防団については、常備消防との連携、効果的な訓練の実施や地域に密着した活動の展開を図るとともに、団員の確保や知識と経験の伝承が行える環境づくりが必要です。

核家族化、高齢化が進み、要援護者が増加していることから、自主防災組織などと連携し、地域防災力の向上を図る必要があります。

基本的方向

複雑多様化する各種災害に迅速かつ的確に対応するため、消防体制の充実・強化を図ります。
 住民サービスの向上や、行財政上の効率化並びに災害対応力の強化等を図るため、関係機関と連携し指令業務の共同運用に向け検討を進めます。
 市民に対する防火意識の普及啓発を進めながら、地域ぐるみの自主防災組織と連携し、防火安全対策の強化を図ります。
 予防査察を強化し、安全管理対策の充実を図ります。
 消防団員の確保や、地域の防災力の強化に向けて消防団の充実を図ります。
 救急体制の充実に努めるとともに、市民を対象とした救命講習会を開催し、救命率の向上を図ります。

施策

消防体制の充実

効率的で効果的な消防体制とするため、通信指令業務の共同運用を推進し、通信指令業務の高度化を図ります。

消防車両の計画的な更新・整備を行うなど、消防・防災機能の強化を図ります。

各種研修や訓練により消防団員の消防活動能力の向上に努めるとともに、消防団の活性化を図ります。

消火栓や防火水槽などの更新・整備を計画的に進めます。

火災予防の推進

防火・防災意識の啓発に努め、高齢者や障がい者に対する防火対策や、自治会・町内会の活動の支援を行いながら地域の防災力の充実を図ります。

効果的な予防査察を実施するため、防火対象物や危険物施設のデータベースを活用し、事業所の適正な防火管理を推進します。

住宅用火災警報器に関する広報・普及活動を推進し、住宅への設置を促進します。

救急救命体制の充実

医療機関との連携を強化し、資機材の整備と教育訓練に努め、高度化する救急業務を適切に行える救急救命士の養成などメディカル・コントロール体制を推進し、救急救命体制の充実を図ります。新型インフルエンザなど感染症対応については、関係機関との連携強化を促進するとともに、必要な資機材の充実を図ります。

市内事業所などにAED（自動体外式除細動器）の設置を促進するとともに、救命講習会の推進と救急車の適正利用の周知を図ります。

第6節 交通安全の推進

現状と課題

全国の交通事故による死者数は、道路交通法の改正や交通安全運動の積極的な推進により、平成26年(2014年)には4,113人となり、14年連続で減少しています。しかしながら、死者数の減少幅は縮小傾向にあり、全体に占める高齢者の割合が高い水準で推移しています。

北海道での死亡者数は、近年200人以下で推移し、これまでで最多となった昭和46年(1971年)の889人と比較すると約8割も減少しています。

本市は、国道36号・274号、道道江別恵庭線・栗山北広島線などの幹線道路が通っているため通過交通量が多く、交通事故の危険性が高い地域と言えます。

平成24年(2012年)から平成26年(2014年)まで交通事故発生件数は200件以下で推移していますが、全国同様、事故に占める高齢者の割合が増加傾向にあるため、高齢者の交通事故防止を重点とした交通安全教育の充実のほか、交通安全施設の整備にも努める必要があります。

基本的方向

子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた交通安全教育を推進し、交通安全意識の浸透を図ります。

安全で快適な市民生活の実現をめざして、市民、企業、地域、関係行政機関が連携して、積極的に交通安全対策を推進します。

施策

交通安全意識の充実

北海道や北海道警察及び交通安全関係団体等と連携し、通年運動や期別運動などを通じ、交通安全意識の浸透を図ります。

交通安全意識の定着には幼児期からの交通安全教育が重要であることから、効果的な「交通安全教室」を実施している団体を支援します。また、増加傾向にある自転車事故や高齢者の事故を防ぐため、交通安全の推進を図っていきます。

交通安全環境の整備

だれもが安全に安心して通行できるよう、交通安全施設など交通環境の整備を促進します。

第7節 防犯対策の推進

現状と課題

全国的にも犯罪の凶悪化や低年齢化、自己中心的・短絡的な犯罪が発生していることから、防犯や暴力追放への市民意識が高まっています。

本市における犯罪件数は、減少傾向にあるものの、依然として車上狙いや子どもたちに対する不審者からの声かけなども後を絶たず、また、高齢者などを狙った振り込め詐欺なども手口が巧妙化しています。

市内の各地区では、自主防犯団体の結成や青色回転灯装着車両によるパトロール隊が発足するなど防犯意識が高まってきていることから、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた総合的な取組を推進する必要があります。

夜間における犯罪の防止と安全確保のため設置されている街路灯については、自治会などへの支援とともに、防犯のための環境を整備していく必要があります。

基本的方向

「自分のことは自分で守る」という市民の防犯意識の浸透を図ります。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の防犯力を高める活動を支援します。

市、市民、事業者及び関係機関の連携を強化し、「犯罪の起きにくいまちづくり」を推進します。

施策

防犯意識の普及啓発

市民の防犯に関する知識の向上や自主的な地域活動を推進するため、広報活動などの充実により防犯意識の普及を図ります。

街頭防犯啓発や市民大会の開催など、防犯活動団体等との連携による啓発活動を推進します。

犯罪が起きにくい環境づくり

犯罪を誘発、助長させない環境をつくるため、公園や駐車場など公共施設の安全対策を進めるとともに、街路灯などの整備を支援していきます。

身の回りの安全対策の取組を奨励するとともに、児童生徒の通学時間帯における見守りなど、地域ぐるみの防犯活動を促進します。

第8節 消費生活の安定

現状と課題

商品の販売形態や契約方法の多様化などを背景に、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求、振り込め詐欺など、いわゆる悪質商法による被害が急増する傾向にあります。

消費者としての正しい知識の普及や啓蒙を行い、消費者の利益保護と消費生活の安定と向上を図る必要があります。

市民の消費生活における被害を未然に防止するため、情報の提供や消費生活相談を実施していくとともに、消費者団体との連携を図りながら、積極的に消費者の意識改革に努める必要があります。

基本的方向

市民の消費生活の安定と消費者保護のため、複雑多様化する消費生活に関する苦情や相談の適切な対応を図ります。

消費生活に関する知識の普及など消費者教育の充実を図り、消費生活被害の未然防止に努めます。

施策

消費者教育の拡充

消費生活に関する情報の提供や消費者教育を推進するため、消費者団体との連携を図りながら、知識の普及や啓発活動を拡充します。

消費者保護の推進

市民の消費生活に関する諸問題に適切に対応するため、消費生活相談員の研修会等の充実により、相談員の資質向上を図るとともに、消費者保護を目的に各種活動を行っている消費者協会を支援します。

第9節 平和と人権尊重社会の推進

現状と課題

本市は、昭和63年(1988年)4月に平和都市宣言を行い、恒久平和の実現を願う市民の意思を表明しました。平成20年(2008年)4月には、平和都市宣言20周年を記念して、平和市長会議に加盟しましたが、未だ世界の各地で紛争が絶えません。平和都市宣言に基づく、戦争のない平和な世界、平和の尊さ・大切さを次世代の人々に引き継いでいくことが、より一層求められています。

市民の人権に対する理解と認識は、さまざまな啓発活動を通じて深まっています。しかしながら、今日の複雑な社会情勢を反映した学校や職場内でのいじめやハラスメント、差別など、人権に関する問題も存在しています。だれもが幸福で、生きがいのある生活を送るための人権が尊重される社会の実現をめざして、たゆまずに市民の人権意識の高揚を図っていく必要があります。

基本的方向

平和都市宣言のまちとして、恒久平和の実現に努め、平和に対する市民意識の高揚・醸成を図ります。
一人ひとりがお互いの人権や価値観を正しく尊重し合える人権意識の高揚を図ります。

施策

恒久平和の希求

平和都市宣言のまちとして、戦争のない平和な世界の実現に向けて、市民一人ひとりが平和の尊さを強く認識し合い、平和の尊さ・大切さを次世代の人々に引き継ぐため、平和パネル展の開催など平和意識の啓発を推進します。

平和意識の高揚・醸成を図るため、「平和の灯を守る市民の会」と連携して平和関連事業を推進します。

人権意識の啓発

一人ひとりの個性や人格を認め、あらゆる分野で偏見や差別などをなくして、すべての市民が平等で暮らしやすい、人権尊重の社会を推進します。

人権擁護委員との連携を強化し、学校や地域などでの人権教育・啓発活動を推進します。

第4章 活気ある産業のまち

第1節 農業の振興

現状と課題

本市では、中核的な担い手である認定農業者数は、平成26年(2014年)4月現在で61人であり、57%が60歳以上となっています。高齢化や後継者不足等による減少が予測されることから、農地中間管理機構等を活用しながら、担い手への効率的な農地集積を進めるとともに、離農者を充足できる新規就農者を確保していく必要があります。また、さらなる規模拡大や経営の効率化に対応するため、地域の中心的経営体における経営の改善が望まれます。

優良農地として耕作されている農地及び関連施設は、持続性のある食料生産の基盤として、引き続き生産者や関係機関とともに維持保全していく必要があります。コメの生産調整では、転作率が7割を超え、畑作へ転換した転作田は排水性が低いため、土地改良等により生産性の向上を図る必要があります。市内農業者の高齢化による農地の耕作放棄地化を防ぐためにも、関係機関と連携した担い手の育成と農地の集約、経営体の法人化などを進めていく必要があります。

エゾシカなどの有害鳥獣による農作物への被害が拡大していることから、被害対策の強化が求められています。

需要の高い市民農園や産地直売型農業、観光農園などの地域資源を活用し、都市住民との交流の場を広げることが求められています。

北広島市、江別市、恵庭市、千歳市を区域とする道央農業協同組合により、営農・生産・販売等の各種事業が多様に展開されており、今後も関係機関との連携を密にして広域的な農業振興に取り組むことが望まれます。

基本的方向

担い手や後継者を育成・確保し、農業者の経営体質の強化を進めます。

基盤整備等により、経営基盤となる優良農地の確保を図るとともに、農業関連施設機能の維持増進や農業災害の防止対策などを推進し、農業生産の安定を図ります。

有害鳥獣のエゾシカやアライグマなどの駆除による農作物への被害防止を進めます。

市民農園や農産物の直売などグリーンツーリズムを進め、都市と農村の交流を深めます。また、大消費地に近い特性を生かし都市住民の需要に即した農業生産の振興を図ります。

観光や教育、環境など他の分野と関連させ、複合的な要素により農業振興を図ります。

関係機関、団体との連携を密にして公益財団法人道央農業振興公社による広域的な農業振興の取組を進めます。

施策

担い手の育成

経営の規模拡大等に対応できる経営体の法人化、集団化、機械共同利用などを推進します。

農業関係の教育研究機関との連携により担い手の育成を図ります。

公益財団法人道央農業振興公社と連携し、認定農業者全体の経営規模を維持するとともに、新規就農者を育成し確保します。

農地の利用・保全

経営基盤である優良農地や関連施設を維持保全し経営の安定化に努めます。

農地情報システム等を活用し、効率的な農作業ができる広域的で面的な集積を進めます。

耕作放棄地の解消に向け関係機関と協議し、農地の再生と有効利用を進めます。

農業関連施設を健全に維持するため、関係機関とともに保全管理を行います。

都市住民との交流

地域資源でもある農業を通じ、都市住民との交流を広げる市民農園、直売所、観光農園、農家レストラン等の整備促進を図り、グリーンツーリズムを推進します。
食農教室など地産地消を推進し、消費者と生産者の交流を深めます。

生産・流通の振興

道央農業協同組合等と連携し、生産・流通や経営基盤の安定化など広域的な農業振興を図ります。
安全・安心な農産物の生産を推進します。
生産組織等と連携し、生産技術の向上や経営体質の強化を図ります。
土壌診断による適正な肥料利用等によりクリーン農業を推進します。
有害鳥獣のエゾシカやアライグマなどによる農作物被害を防ぐため、有害鳥獣被害対策の充実を図ります。

第2節 工業の振興

現状と課題

本市は道央圏の中心部に位置し、大消費地である札幌市に隣接していること、交通の便に優れていることなどから、平成26年(2014年)現在、市内には工業団地を中心に約250社の企業が立地しており、中でも大曲地区の工業団地においては、道内主要新聞の印刷工場が集中する拠点となっています。

企業が社会的役割を果たし存続していくためには、企業の将来を担う有能な人材の確保が重要であり、技術力の向上や資格等の取得などの能力向上、働く者のモチベーションの向上など人材の育成がますます必要となっています。

厳しい経済環境の中、本市の経済活動を活性化し工業を振興するためには、市内企業間の交流や連携の強化による情報の共有化などが求められています。

基本的方向

企業が実施する人材育成への支援等により、地元企業の経営基盤の強化を図ります。技術力の向上や市内企業間における人・物・技術の交流の促進、地域と一体となった企業活動などに対する支援を強化し、経済活動の活性化につなげていきます。商工業振興基本条例に基づく商工業振興基本計画により、各種の施策を実行していきます。

施策

地元企業の育成

人材の育成・確保を推進し、資質・能力・技術力の向上を図るため、能力開発セミナーや高度な技術取得のための人材派遣・研修など、企業が実施する人材育成事業を支援します。

消費の拡大や地域の活性化を図るために、地元雇用の奨励と市内への移住・定住を促進するための支援をします。

地元企業等の受注機会の拡大を図ります。

北広島商工会が行う経営革新、創業支援、経営改善指導、金融斡旋などの事業を支援します。

市内での連携

市内企業の活性化と工業の振興を図るために、市内立地企業で構成されている団体が行う地域活動等を支援するとともに、人・物・技術の交流や情報共有の機会の拡大を促進します。

市民と市内企業との連携を促進するための環境整備を図ります。

第3節 商業の振興

現状と課題

長期にわたる経済低迷からの緩やかな回復基調にある中、中小企業や小規模事業者には依然厳しい状況であります。平成26年に成立した小規模基本法や、改正された小規模支援法における市町村の責務を認識しつつ支援していく必要があります。

平成26年(2014年)の商業統計調査では、本市の卸売業と小売業を合わせた年間販売額は、前回調査(平成19年(2007年)実施)を上回り、卸売業、小売業ともに増加傾向にあります。平成12年(2000年)の大規模小売店舗立地法の施行後、市内幹線道路沿いに大型店舗が進出し、新たな商圈の形成が見られます。平成22年以降、大曲地区に大型店舗が集積し、市内外からの消費者を誘導吸収したことにより、購買力流出額が減少しています。

しかしながら、平成26年(2014年)9月に実施した市民意識調査では、「買い物や娯楽の場が少ない」が2番目に多い不満となって表れています。

基本的方向

活発な商業活動が展開されるまちとなるよう、商業活性化の促進や各地域商業の振興、商業経営の安定等を中心とした事業を展開します。
商工業振興基本条例に基づく商工業振興基本計画により、各種の施策を実行していきます。

施策

各地域商業の振興・商業団体の育成

地域の特性を生かしながら、消費者のニーズに応え、品揃えなどサービスの向上に努める商店街振興会を育成・支援していきます。

商業経営の安定

中小企業や商店の経営安定と組織の育成・強化を推進します。
地域商業の活性化のため、新たに進出する企業や創業者を支援します。
中小企業者等の経営安定のため融資等を行うとともに、経済状況の変化に対応するため、貸付枠の拡充や資金メニューの創設等を検討します。
北広島商工会が行う経営革新、創業支援、経営改善指導、金融斡旋などの事業を支援します。
地域商店街振興会の組織化や共同化を支援します。

第4節 企業誘致・創業支援

現状と課題

北海道は全国に比べて人口減少や少子高齢化の進展が顕著であり、北海道経済を取り巻く環境も厳しくなっていることから、自治体間の企業誘致競争が激化しています。

企業誘致に関する優遇措置の充実などにより、輪厚工業団地を中心に積極的な企業誘致を行う必要があります。

平成26年(2014年)9月に実施した市民意識調査の産業・雇用分野では、「安定した雇用の場の確保」への関心が最も高く、新たな雇用創出や地域活性化は、活力ある都市として持続的に発展していくためには不可欠な要素です。道内有数の地理的優位性を生かし、札幌都市圏における本市の役割を果たすために、新たな工業団地開発の必要性について検討する必要があります。

民間企業が所有している産業用分譲地の販売については、民間企業の情報や意向を的確に把握し、立地希望企業の紹介などの支援を引き続き実施するなど、企業誘致活動を協働で行う必要があります。

本市の経済が持続的に発展していくためには、企業誘致の推進とともに、本市を拠点として活動する企業や起業家の育成、多様な産業の創出が必要となっています。

基本的方向

輪厚工業団地を中心に企業誘致を推進するとともに、札幌都市圏に位置する地理的優位性を生かし、活力のある都市の発展につなげるため、積極的な企業誘致や新たな工業団地の必要性について検討します。

市民起業家の育成、創業の支援等により、地域経済の活性化を図ります。

施策

企業誘致の推進

地域経済の活性化や雇用創出の場の確保など活力あるまちづくりを進めるため、進出企業に対する支援の拡充強化を図ります。

札幌都市圏に位置する地理的優位性を生かした積極的な企業誘致を進めるとともに、新たな工業団地の必要性について検討します。

企業訪問や企業誘致イベントなどを活用し、企業の立地動向を的確に把握するなど、輪厚工業団地のPRや企業誘致活動を積極的に行います。

民間企業所有の産業用分譲地の販売について、誘致活動で得た情報の提供や民間企業の販売手法を取り入れるなど、協働して企業誘致活動を展開します。

創業支援

市民の起業やコミュニティビジネスの創業、新産業の創出などを支援します。

企業等の人材育成や商品開発のための講習、異業種交流を促進します。

地産地消や商品のブランド化を促進します。

第5節 観光の振興

現状と課題

本市の観光客の入込客数は、平成19年度（2007年度）から増加しており、近年は約80万人で推移しています。観光客の大半が道内客ですが、道外客や海外客が増加傾向にあります。今後も、観光の情報発信のほか、民間事業者等と連携した取組を行っていく必要があります。

本市の特色である多彩なゴルフ場、初心者にも親しみやすいスキー場、温泉施設のリゾートの要素やグリーンツーリズムなどを積極的にPRし、観光客の増加に努める必要があります。

イベントや会議の誘致活動の積極的な推進により、コンベンション開催機能を有するホテルを活用し、地域の活性化を図る必要があります。

石狩振興局管内8市町村は、国土交通省の認定を受け「さっぽろ広域観光圏推進協議会」を組織し、圏域内の宿泊客の増加、道内外や海外からの旅行者に魅力的な観光地域の形成をめざし活動しています。さっぽろ広域観光圏整備計画では、本市は滞在促進地区として都会である雰囲気を持ちながら豊かな自然に囲まれている地区と位置づけられています。

基本的方向

観光資源の発掘・活用、観光情報のPR、イベントやコンベンションの充実などにより、交流人口や定住人口を増やすなど市の活性化を推進します。

施策

観光の振興

市民、企業、行政の連携により、観光資源の発掘や整備、活用を図るとともに、積極的に観光情報を発信するなどPR活動を推進します。

観光パンフレット作成のほか多様な媒体を活用して効果的なプロモーションを展開し、市内外へのPRを積極的に実施します。

滞在型観光への移行と宿泊客の増加をめざし、「さっぽろ広域観光圏推進協議会」や近隣自治体、民間事業者などと連携して事業を展開します。

観光基本計画に基づき、観光の振興を図るとともに、観光事業者や団体、市民と連携・協働できる体制を構築します。

市内のさまざまな地域資源を活用することにより、交流人口や定住人口、企業等の増加を促進し、本市の活力向上を図ります。

イベント等の充実

イベントやコンベンションなどの誘致により、交流人口を増やし、市の活性化を促進します。

コンベンション機能等を有する市内の公共施設や民間施設をPRします。

観光協会が取組んでいる「ふるさと祭り」や「ふれあい雪まつり」、「観光資源を活用した各イベント」などに対し支援します。

第6節 労働環境の整備

現状と課題

近年、緩やかに景気が回復しつつも、依然、経済情勢は厳しい状況が続いています。働きたい人が働ける安定した雇用の確保、働く人が安全でゆとりを持って働ける労働環境の整備、快適な生活を送ることができる労働者の福祉向上を図るため、支援していく必要があります。

ハローワーク札幌東と共同で運営するジョブガイド北広島（地域職業相談室）により、職業相談や求人情報提供の利便性が向上しました。一層のPR活動により利用者への周知を図るとともに、利用しやすい相談室づくりに努める必要があります。

高齢化社会を迎え、働く意欲をもつ高齢者の雇用、就業機会の確保が重要な課題となっています。

勤労者の福利厚生増進のため、中小企業勤労者福祉共済会の支援を継続していく必要があります。

求人開拓、求人情報の提供、就職に有利な資格取得の支援など季節労働者を通年雇用化するための事業を展開する必要があります。

基本的方向

高齢者の就業機会の確保・拡大や求職者への職業相談、職業紹介を実施します。
働く人たちの勤労意欲の向上や職場定着化を図るため、福利厚生の充実など、よりよい労働環境の形成を支援します。

施策

就業機会の拡大と安定化

地域職業相談室を引き続き運営するとともに、ハローワーク札幌東等との連携により、雇用の促進を図ります。

シルバー人材センターの運営や受注機会確保への支援により、高齢者等の就業機会の拡大を図ります。

勤労者福祉の充実

安心して働くことができる労働環境が整備されるよう、勤労者の労働条件を把握し、情報提供に努めます。

生活の安定と快適な労働環境を確保するため、勤労者福祉共済制度による支援を引き続き実施します。

第5章 快適な生活環境のまち

第1節 市街地整備の推進

現状と課題

本市は、札幌市に隣接している地域性や高い交通利便性、恵まれた自然環境等の地域特性を生かしながら、良好な宅地の供給を図るなど市街地整備を促進してきました。しかし、少子高齢化の進展や厳しい社会経済状況などの影響により、既成市街地内において未利用の土地が散在する状況が見受けられることから、居住機能、都市機能や公共施設の適正な配置など、持続可能な都市経営のため、コンパクトシティの形成を図る必要があります。

宅地開発後、一定の年数が経過した住宅団地では、少子高齢化の進行による住民の年齢構成の偏りが顕著であり、多様な世代がバランスよく居住できる住宅団地づくりを目指すため、若者世代が居住しやすい環境づくりが課題となっています。

商業・業務用地においては、店舗の撤退などにより機能が低下している地区や商業施設の立地が進んでいない地区があります。各地区における商業・業務施設などの都市機能の充実を図る必要があります。

市民や本市を訪れる人々にとってわかりやすいまちづくりを進めるため、計画的な町名・町界整備に取り組んできており、市街化区域 1,726ha のうち、町名・町界整備済区域は 1,539.5ha となっています。

J R 上野幌駅周辺については、市街化区域編入の可能性を考慮しながら駅機能を生かした商業・業務施設などの立地誘導等を図る必要があります。また、誰もが利用しやすいよう、駅周辺の一体的なバリアフリー化に向けて関係機関と協議を進める必要があります。

J R 北広島駅西口の市有地（芸術文化ホール臨時駐車場）では、駅前にふさわしい活用が求められており、東口の駅前センター地区と商業・業務地区では、駅前にふさわしい商業・業務施設の誘導を図る必要があります。また、通勤通学者や公共施設利用者等の利便性を向上させ、駅周辺に賑わいを生み出すため、交通結節機能をさらに高める方策が必要となっています。

基本的方向

都市構造の主要な要素である緑、土地利用、交通等を踏まえた将来都市像の実現に向け、近隣自治体や国・北海道との連携を図りながら、市民の意見を取り入れたまちづくりを推進していきます。J R 北広島駅周辺は、広域的で多彩な交流や賑わいが生まれ、本市の活性化の中心的役割を果たすよう、商業・業務施設の誘導をはじめ諸機能の充実を図ります。

施 策

市街地の形成

少子高齢化や人口減少社会に向け、既存市街地における合理的な土地利用や既存公共施設などの有効活用を推進し、各地区の特性を生かして都市機能を充実します。

多様な世代がバランスよく居住できるまちをつくるため、地域住民の合意形成を図りながら、柔軟で実効性のある土地利用のルールづくりを進めます。

輪厚パーキングエリア周辺は、スマートインターチェンジ機能など地域特性を生かした土地利用について検討を進めます。

都市計画マスタープランに基づき、快適で魅力ある都市機能を持つ市街地形成を進めるとともに、多様な住宅事情に対応するため、建ぺい率や容積率の緩和などを図ります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に対応する道路などの公共施設をはじめ住宅や商業施設等について、バリアフリー化を促進します。

北広島団地の活性化については、「多様な世代がいつまでも住み続けられること」、「将来、住民となる次世代のこと」、「北広島団地の魅力アップ」を基本理念とし、北広島団地活性化計画に基づく住民・事業者・行政等による取組を推進します。

輪厚工業団地については、交通の利便性などの立地特性をアピールして企業誘致を行い、工場などの建設を促進します。

駅周辺まちづくり

交通機能の結節が良好なJR北広島駅周辺では、エルフィンパークや文化施設、商業・業務施設などの諸機能を生かし、広域的な活動や交流の拠点として、市の顔にふさわしいまちづくりを進めます。

自動車駐車場については、サービスの見直しや広域的なPR活動などにより利用促進を図ります。

自転車駐車スペースの需要予測や自転車駐車場の適切な管理により、自転車の利用を促進します。

JR北広島駅東口では、地権者との協議を進め、地区計画による建築制限等の見直しなど柔軟な対応により、民間活力による商業・業務施設等の誘導を促進します。

エルフィンパークでは、市民の交流やコミュニティ活動を促進するため、多様な憩いと集いの場を市民に提供できるよう、利用の幅を広げ、賑わいのある活用を検討します。

JR上野幌駅周辺については、バリアフリー化などの安全・安心なまちづくりに向けて関係機関と協議を進めるとともに、JR千歳線や国道274号、厚別東通線の交通の利便性などを生かし、商業・業務施設等の立地を図ります。

第2節 居住環境の充実

現状と課題

市営住宅については、広島団地 90 戸、輪厚団地 30 戸、西の里団地 78 戸の建替えを終え、共栄第 2 団地 126 戸と北の台団地 16 戸については、平成 31 年の完成に向けて整備を進めています。

北海道は「北海道住生活基本計画」において大規模団地の再生を目標に掲げ、北広島団地での道営住宅管理戸数の縮小と再編を進めています。

都市再生機構（以下「UR」という。）の賃貸住宅の再生・再編方針が平成 19 年（2007 年）12 月に示され、市内 3 団地のうち北進団地が「団地再生(集約化)」、若葉団地と駅前団地が「用途転換」に分類されました。

北広島団地地区は、市内で最も少子高齢化の進展が著しく、高齢者が安心して暮らせる居住環境を実現するため、高齢期の生活に適した利便性の高い地域への住み替えや、子育て世代の定住に向けた取組などの検討が求められています。

高齢化に伴い空き家が増加している中、市内宅地建物取引業者等との連携を図り、空き家の流動化を図るとともに、倒壊の危険等がある空き家への適切な対応が求められています。

基本的方向

市営住宅については、公営住宅長寿命化計画に基づいて建替えを進め、施設の長寿命化と居住環境の改善を進めます。

少子高齢社会における市民の多様な居住ニーズに対応し、高齢者等の住替え支援やリフォーム情報の提供、ユニバーサルデザインの普及などを進めます。

市内の宅地建物取引業者と連携しながら、土地・建物の流動化を促進します。

適正な管理がされていない空き家等は、防災、衛生、景観など、周辺環境に影響を及ぼす要因となることから適切な対応を図るとともに、活用の促進を図ります。

施策

公営住宅等の整備促進

市営住宅共栄第 2 団地と北の台団地を建替え、既存市営住宅の長寿命化と居住環境の改善を進めます。

道営住宅やUR賃貸住宅の再生・再編にあたっては、子育て世帯・高齢者・障がい者が住みやすい住宅となるよう、居住者との連携や情報共有などに配慮します。

多様なニーズへの対応

リフォーム相談、福祉サービスとの連携、住宅融資制度の普及など多様なニーズへの対応を進めます。

高齢者や障がい者をはじめだれもが安心して生活できるユニバーサルデザインの普及を促進します。

住替えニーズへの対応

高齢者世代と子育て世代の住替えニーズに対応した支援について検討を進めます。
市内の宅地建物取引業者等と連携して、空き地や空き家の情報提供を行い、定住の促進と地域の活性化を図ります。

空き家対策の推進

空き家対策の推進に関する特別措置法が施行されたことに伴い、特定空き家の具体的な対策を進めます。

第3節 道路の整備

現状と課題

道路は、市民生活や経済活動を支える基本的な都市機能であり、都市活動を活発化させ、都市の発展の大きな原動力となります。

都市計画道路の羊ヶ丘通と大曲幸通については、都市計画マスタープランに基づき、都市計画の変更を行い、高台通については、長期未着手区間を見直した結果、一部区間を廃止する変更を行いました。第4回道央都市圏パーソントリップ調査では、人口減少や少子高齢化の影響により将来の自動車利用台数は減少すると予想されていることから、長期未着手の都市計画道路を見直しました。

羊ヶ丘通については、国道36号との交点まで事業化され整備が進められていますが、今後、国道36号から先の事業化を図るためには、市道輪厚中の沢線からの延伸ルートを決める必要があります。

平成26年(2014年)9月の市民意識調査結果では、生活環境における「安全・快適に移動できる道路の充実」の項目について、現状で満足している市民の割合は26%で、今後重要であると回答した割合は58%となっています。

市民生活に密着した生活道路の整備率は、平成27年(2015年)3月末現在で約97%に達しています。各地区の均衡を図りながら整備を進めるとともに、老朽化の著しい道路についても計画的な再整備が必要となっています。

本市の道路橋の3割は高度経済成長期に架設されたものであり、今後、架設後50年以上経過する橋梁が増加することから、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な整備を進める必要があります。

基本的方向

安全で快適な市民生活を確保するため、広域幹線道路や市内幹線道路、生活道路を整備するとともに、市道の適切な維持管理、計画的な改良や補修を進めます。

高齢者や障がい者等も利用しやすい、道路・交通施設の整備と改善に努めます。

都市活動の利便性を高めるため、広域幹線道路である羊ヶ丘通の整備促進を図ります。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の長寿命化と修繕・架替えの費用縮減を図ります。

施策

市内幹線道路・生活道路等の整備

道央都市圏の骨格交通網の一つである羊ヶ丘通の延伸ルートについて関係機関と協議を進めます。幹線道路等の舗装補修、生活道路の再整備、照明灯など道路施設の補修、街路樹のせん定や補植などを計画的に実施します。

橋梁等について長寿命化修繕計画に基づき、改修等を計画的に進めます。

高齢者や障がい者等に配慮した道路・交通施設の整備・改善を図ります。

道路計画の基礎資料として活用するため交通量調査を継続的に実施します。

第4節 交通の充実

現状と課題

市内路線バスに関する市民要望は、北広島市地域公共輸送協議会でのバス事業者との協議により、一定の充足が図られてきました。最近は少子高齢化等の影響でバス利用者が減少しており、既存路線の安定維持が課題となっています。

地域交通システムについては、平成21年度(2009年度)に市、利用者、交通事業者、関係機関などにより「北広島市地域公共交通活性化協議会」が設立され、高齢者の日常生活での移動の利便性の確保と市民が利用しやすい交通体系の構築に向けて、交通空白地における乗合タクシーの実証運行を実施しましたが、利用は低調であり、現時点ではニーズが低い結果となりました。市内のバス路線は幹線道路を中心に整備されていますが、人口減少や少子高齢化の進展等により、利用者が減少していることから、持続可能な地域公共交通が課題となっています。

道道札幌恵庭自転車道線のうち、JR北広島駅から札幌市上野幌までの8.1kmの区間は平成16年度に完成し、エルフィンロードの愛称で親しまれ、サイクリングやマラソン、歩くスキーなどに利用されています。また、平成26年度に富ヶ岡の南富橋から道道江別恵庭線までの約3.4kmが開通しました。今後は、未整備区間(JR北広島駅～富ヶ岡間)の整備を促進する必要があります。

市民が気軽に自転車を利用することができるよう、エルフィンロードや北広島幹線緑道(トリムコース)等の活用を図るとともに、観光資源としても活用を検討する必要があります。

雪国における除排雪は、冬期間の市民生活及び経済活動を支える上で、重要な課題の一つです。ライフスタイルの変化や少子高齢化の進展に伴い、除排雪への市民ニーズは年々多様化しており、快適な生活環境を確保するためには、市民との協働による雪対策が必要となっています。

基本的方向

人口減少、少子高齢化によりバス利用者が減少していることから、交通弱者の移動の利便性を踏まえたバス路線のあり方について検討を進めます。

自転車の利用環境を整備し、利用を促進することにより、地域の活性化や観光振興に努めます。

自然の恵みが感じられ、安全で快適な札幌恵庭自転車道線の整備を進めます。

冬期間における安全で快適な生活環境を確保するため、総合的な雪対策を推進します。

除雪体制維持のため必要な除雪車両の確保を計画的に進めます。

施策

公共交通の充実

都市間交通網と市内交通網とのネットワークの充実を図ります。

バス利用者の増加を図るとともに、高齢化による交通弱者への対応や交通空白地域を踏まえたバス路線のあり方について検討します。

サイクリング・ネットワークの形成

環境にやさしい自転車交通の利用促進を図ります。

札幌恵庭自転車道線の整備を促進するとともに、歩行者交通の安全性と快適性に十分配慮し、人にやさしい歩道や自転車道の整備を進めます。

市民のレクリエーションや健康増進、余暇の活用、広域交流の場として、広域自転車専用道路の整備促進やサイクリングルートのネットワーク化を進めます。

冬期間交通の確保

円滑で安全な冬期間の交通を確保するため、除排雪体制の充実を図るとともに路面凍結対策を強化します。

雪対策基本計画を策定し、市民との協働により雪対策を推進します。

円滑な除雪を行うため、適切な雪堆積場の確保を図ります。

市道排雪の支援については、制度の見直しを検討しながら普及拡大を図ります。

輪厚スマートインターチェンジの充実

輪厚スマートインターチェンジの利便性の向上や利用促進を図るため、24時間化に向けた検討を進めます。

第5節 水道の整備

現状と課題

本市の水道事業は、昭和38年(1963年)の簡易水道に始まり、市街地の拡大とともに給水区域を拡大し施設を整備してきました。平成8年度(1996年度)には、現在の漁川を水源とする日最大給水量24,000^mに加え、千歳川に第2の水源を求め、日最大給水量40,000^mとする第5期拡張事業に着手しました。その後、平成16年度(2004年度)に事業の再評価を行い、日最大給水量を40,000^mから26,800^mに下方修正して事業を継続するとともに、ライフラインの確保に努めています。

平成26年(2014年)9月の市民意識調査における生活環境分野では「衛生的な上下水道の整備」の満足度が最も高くなっています。

水道施設は施設整備から約40年が経過し、耐用年数を迎える配水管や配水施設の更新を計画的に進めるとともに、耐震性の高い構造とすることが求められています。

少子高齢化の進展や生活様式の変化などにより、今後、使用水量の減少が見込まれる中で、老朽化した水道施設の改修、新たな受水費用などの財源を確保しながら、良質な水を安定供給していく必要があります。

基本的方向

水質の確保と水質検査結果の公表により、市民が安全で安心して利用できる水を供給します。市民がいつでも水が使えるよう、水を安定供給し、水道施設の耐震性の向上に努めます。将来も変わらず安定した施設の維持運営ができるよう、計画的な水道施設の更新や改良を行います。水の安定供給のため、健全な水道事業の経営を推進します。

施策

水の安心

安全で安心できる水を供給するため、水質監視や水質検査を実施します。水質検査計画を策定し、水質検査計画と検査結果を公表します。

水の安定

水をいつでも使えるように、第5期拡張計画に基づく配水施設の整備を行い、水を安定供給します。災害に備えた配水池の耐震化や配水管の更新・改良に併せた耐震性の向上など、水道施設全体の安全性を高めます。

施設の維持

長期的に安定した施設の維持運営ができるよう、老朽化施設の更新に努めます。耐用年数、漏水件数等の状況に基づく更新計画を策定し、効果的・効率的な更新を行います。

水道経営基盤の強化

経営環境の変化や当面する課題に対応するため、より一層の計画的な財政運営に努め、経営基盤を強化します。

第6節 下水道の整備

現状と課題

本市の下水道は、道営北広島団地の開発を契機に昭和45年(1970年)に着手して以来、快適で衛生的な生活環境の確保や河川等の公共用水域の水質保全を図るため、市街地を順次事業区域に編入し事業を進めてきました。

下水道施設は、供用開始から約40年を経過し老朽化が進んでおり、今後更新時期を迎える施設の増加が見込まれることから、処理機能、処理能力の低下防止や、維持管理体制の充実により安定した住民サービスの維持継続を図るため、計画的な改修・更新を進める必要があります。

下水処理センターについては、日最大25,000 m³の処理能力を有していますが、今後の流入汚水量の推移に応じた施設規模を検討する必要があります。

発生汚泥については、肥料として緑農地還元を行っていますが、生ごみや、し尿・浄化槽汚泥の受入れに伴う汚泥量の増加や成分変化に対応した処理方法を確立する必要があります。

また、道央地区環境衛生組合の解散に伴い、平成25年(2013年)から本市の下水処理センターにおいて長沼町、由仁町、南幌町のし尿・浄化槽汚泥の受入れ、処理を行っています。

下水道事業の経営は「汚水私費・雨水公費」が基本であり、汚水処理については受益者負担が原則であることから、独立採算の基本原則のもと、適正な費用負担に基づく財源の確保に努めるとともに、長期的視点から適正に将来の経営見直しを立てたうえ、投資の合理化、経営の健全化を図る必要があります。

基本的方向

快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、気象異常に伴う内水氾濫の抑制に努めます。

下水処理センターについては、人口に応じた適正な施設規模を検討します。

安定した下水処理を持続させるため、施設の計画的な改修・更新を進めます。

経営の安定化、サービスの維持継続に努めます。

発生汚泥の活用方法を構築します。

し尿・浄化槽汚泥については、下水処理センターに整備したバイオガス化施設での適正な処理に努めます。

施 策

下水道の整備と利用の促進

○道路整備等に合わせて、汚水・雨水管の整備を進めます。

下水処理センターでの処理の効率化を図るとともに、適正な施設規模に向けた施設計画を策定します。

○長寿命化計画に基づき、リスクとコストのバランスを踏まえた施設の改築・更新を進めます。

施設の処理機能を保持するため、事業場などの排水の検査を実施し、水質基準を守るよう指導を徹底します。

適正な費用負担に基づく財源確保や、施設の建設コストの縮減、バイオガスの利活用などにより、維持管理コストの軽減に努めます。

公営企業会計へ移行するとともに経営戦略を策定し、持続可能な下水道事業を運営します。

発生汚泥の有効利用

発生汚泥については、肥料としての安全性を確保するとともに、バイオマス受入量の変動に対応できる処理体制を構築します。

し尿・浄化槽汚泥の処理

○下水処理センターに整備したバイオガス化施設において、本市と長沼町、由仁町、南幌町のし尿・浄化槽汚泥の受入・適正処理を行います。

第7節 都市景観の形成

現状と課題

平成16年(2004年)に国が景観法を制定し、平成20年(2008年)4月には北海道が道内を包括する景観条例を制定し、北海道景観計画が策定されました。

北海道景観条例の基本方針は、都市と自然の調和がとれた良好な景観形成をめざすことであり、本市の景観形成の基本理念と合致することから、届出対象となる建築物等について、事案ごとに景観を阻害するか否かを判断していく必要があります。

景観に対する市民意識の向上を図るため、花のまちコンクール、花いっぱい運動、オープンガーデンなどの景観づくりの奨励事業を実施しています。今後は、より多くの市民の景観意識の向上を図るため、効果的な事業等を継続する必要があります。

基本的方向

市民・事業者・行政の協働により、地域の個性や魅力を生かした魅力ある都市景観づくりを進め、快適で美しい北広島市を未来に伝えます。
北海道景観条例に基づき、良好な景観を維持します。

施策

景観づくり

市民の景観への意識向上を図る奨励事業や身近にある景観への関心を高める啓発事業を実施します。地域住民の合意形成を図りながら、地区計画の導入による良好な景観誘導を進めます。身近な森林や緑地などの緑を生かした景観づくりを進めます。

景観の維持

北海道景観条例による規制の効果を検証しながら、景観を阻害する届出事案に対しては北海道へ反対意見を提出するなどして、良好な景観を維持・保全します。
景観を阻害している違反屋外広告物の簡易除去を定期的実施します。

第8節 情報化の推進

現状と課題

地方自治体間ネットワーク（略称「LGWAN」）が整備され、国や地方自治体、各種団体間のネットワーク化が進んだことにより、情報を電子データで交換する業務が急速に広がりつつあることから、電子自治体の構築が一層求められています。

これまでは、紙を媒体として市民から各種申請や情報を受けていましたが、業務の電子化が急速に進み、社会全体で紙文書を削減する方向で技術開発が進んでいます。

大容量のデータを送受信できるインターネット接続が一般化したことにより、映像や音声などマルチメディアに対応した行政サービスの提供が可能となっています。スマートフォン等の新たな情報端末の登場により、市民のメディア接触スタイルが変化していることから、変化に適応した情報発信を行っていく必要があります。

近年、無線 LAN（Wi-Fi）を通じてインターネットに接続し、地域情報などをその場で収集できる環境が求められています。

個人生活に関わりの深い、保健・医療・福祉・防災などの分野で情報化が進み、民間との情報連携やマイナンバー制度による他自治体とのデータ交換も予想されることから、情報システムのより強固なセキュリティが求められます。

基本的方向

高度な情報技術を活用した行政サービスにより、市民の利便性を向上します。
電子自治体の構築を推進するとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じます。

施策

行政事務の情報化

市民の利便性向上のため、情報通信基盤の高度化を図るとともに、官民が情報の連携に努め、各種手続きなどにおけるネットワークの利用促進を図ります。

国や地方自治体間における電子情報の交換を円滑に行うため、行政手続きの電子化や業務処理の共同化を推進します。

市役所内で分散稼働している小規模システムを集約するとともに、紙文書の電子化を進めて電子データによる事務処理範囲を広げることにより、事務の効率化とネットワークの高度化を進めます。自然災害に対応できる行政情報データセンター機能の構築、万が一に備えた業務継続計画の策定、業務ネットワークの構築などを進めます。

マイナンバー制度により各自治体との専用ネットワークを通じたデータ交換が可能となることから、適切な情報セキュリティ対策を進めます。

情報化の環境整備

個人情報の保護や情報セキュリティの確保など情報化の進展に伴う環境を整備します。
多くの市民がインターネット等を活用できるように知識や技能の普及を進めます。
民間を含む外部組織との電子データによる情報連携の拡大が予想されることから、市民の情報を確実に守るセキュリティ環境を維持し、より機密性の高いシステムを構築します。
市民と行政が相互に使えるサービスを拡大し、インターネット上で市民も有効利用できる情報システムを構築します。
災害時における有効な通信手段の確保や、国内外からの観光客に向けた地域情報をその場で素早く収集できる環境を整えるため、公衆無線 LAN (Wi-Fi) のあり方について検討を進めます。

第9節 情報公開・広報広聴の充実

現状と課題

市政の現況や制度等をわかりやすく市民に伝えるため、各種の情報手段を活用した広報機能の充実が求められており、市民が必要とする情報を、わかりやすく的確に伝える必要があります。市民と行政がパートナーシップによるまちづくりを進める上で、広報紙やホームページなどを充実し、市民と情報共有できる体制づくりが求められています。

個人情報を取り巻く環境の変化により、業務における個人情報の適正な取扱いを徹底するとともに、セキュリティポリシーの充実に努める必要があります。

地域主権型社会への流れの中、地域が持つ環境や資源を活用して独自のまちづくりを進めていくことが求められています。近年、まちの良さを認識し、市民はもとより地域外にも市の魅力を発信していく総合的な取組が必要となってきました。

市民と行政との共通理解を深め、協働によるまちづくりを進めるために、出前トークや出前講座、市政懇談会を実施するとともに、市民の声などの各種広聴事業を通して、多様化する市民ニーズを的確に把握していく必要があります。

基本的方向

市民と行政との情報の共有化をさらに進めるため、情報発信媒体・手法の充実を図ります。個人情報の適正な取扱いを徹底し、公文書や会議の公開など情報公開制度の充実を図ります。市民の意見等を適切に市政に反映するための広聴活動を推進していきます。市民生活やまちづくりに関する情報を的確に伝えるため、広報紙やホームページなど広報機能の充実を図ります。

施策

情報の共有

まちづくりや市政に関する情報は、個人のプライバシー保護に配慮した上での公文書や会議記録の迅速な公開、携帯電話や映像配信など多様な方法を工夫し、市民との情報共有を推進します。ホームページを用いた情報共有を進めるため、市民が文書検索対応可能な総合文書管理システムや、インターネットを利用して有効活用できるような地図情報を検討します。民間を交えた市のセールスサイトなど、総合的に情報発信する方策を検討します。

情報公開制度の充実

市民の知る権利を保障するとともに、市政への参加を促進するため、市民が利用しやすい情報公開制度を充実します。情報公開条例に基づき公文書や会議を公開し、市民の知る権利を保障します。

個人情報の保護

本市が取り扱う個人情報について、保護する環境を徹底し、個人情報保護制度の充実を図ります。個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いを啓蒙するとともにセキュリティポリシーの充実を図ります。

広報広聴活動の充実

市民生活に必要な情報やまちづくりに関する情報をわかりやすく的確に伝えるため、広報紙やホームページなどを充実し、広報機能の充実を図ります。

まちの良さを認識し、市民はもとより地域外へ市の魅力をインターネットや他のメディアで発信していくシティセールスを推進します。

広報紙やパンフレット、ホームページのほかコミュニティFMなど、多様な情報手段を使いながら行政情報を市民に分かりやすく的確に効果的に伝えます。

多様化・複雑化する市民ニーズに的確に応えていくため、メールや郵送等でまちづくりに対する意見や要望を随時受け付けるとともに、市政懇談会や出前トーク・出前講座を実施し、市政に対する相互理解を図ります。

第6章 にぎわい・活力のあるまち

第1節 地方創生の推進

現状と課題

まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月に施行され、国を挙げて地方創生に向けて動き出しています。少子高齢化の進展、人口減少時代の到来、東京圏への一極集中という課題に対応し、将来にわたって自立した活力のある地域社会の維持と魅力ある地域社会の構築を目指さなければなりません。

本市では、平成19年度をピークに人口減少局面に入り、今後も人口減少が避けられない中、問題に対する認識を市民と共有しながら、人口増加に向けた取組や、まちづくりの課題への対応などを推進する必要があります。

本市の合計特殊出生率は、平成26年度で1.09となっており、全国平均の1.42を大きく下回っていることから、安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境整備や、仕事と子育てを両立できるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組などが求められています。

北広島市の住み良い住環境や道央圏の地理的利便性など、まちの魅力を市内外に向けて発信するシティセールスを効果的に推進するため、本市のブランド力を磨き、発信力を高め、戦略的に取組んでいく必要があります。

北広島団地は、これまで市の発展をけん引する地区として成長し続けてきましたが、造成から45年余りが経過し、高齢化がほかの地区より進展しています。今後も自立したまちづくりを進めていくためにも、まちをけん引する地区として活性化していく必要があります。

地域経済の活性化や雇用の場の確保のため、企業間の連携や企業の成長拡大を支援する必要があります。また、新しい事業分野や価値を創造し、地域の活性化や雇用の創出につなげていくため、起業促進に向けた支援に取り組む必要があります。

基本的方向

安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境の充実を図ります。
 仕事と子育てが両立できるワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。
 子育て世代や高齢者世代が安心できる環境づくりを推進します。
 地域資源やまちの魅力を市内外に発信するシティセールスを推進します。
 北広島団地地区が再びまちをけん引する地区になるよう、活性化を図ります。
 市内企業との連携や支援のほか、企業と一体となって雇用の創出を図ります。

施策

妊娠・出産・子育て環境の充実

若い世代が安心して結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、ライフステージに対応した支援を行います。

市内への産科の誘致などを進めます。 第1章第1節 再掲

乳幼児等の保健の向上を図るため、医療費の助成を行うとともに、制度の更なる充実に努めます。

第1章第6節 再掲

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、市民や事業者の意識啓発を図ります。

新しい人の流れの創出

札幌市のブランド力の活用や近隣自治体との連携を図り、シティセールスを推進します。道内における本市の存在感を高め、住みよいまち・訪れたいまち・選ばれるまちを目指します。子育て世代の定住促進を図るための住宅購入の支援や、多世代住宅環境の創出を推進します。

魅力的なまちの形成

北広島団地地区に若い世代を呼び込むため、団地地区のイメージアップを図ります。都市計画マスタープランに基づき、快適で魅力ある都市機能を持つ市街地形成を進めるとともに、多様な住宅事情に対応するため、建ぺい率や容積率の緩和などを図ります。第5章第1節 再掲
高齢者世代と子育て世代の住替えニーズに対応した支援について検討します。第5章第2節 再掲
JR北広島駅周辺の利便性を活かして、居住機能や福祉、商業等の機能を集積し、魅力ある拠点地区の形成を図ります。

新たな事業・価値の創造

多様な人材が自らの能力を十分に発揮し活躍できる就労環境の実現に努めます。北広島発のイノベーション（新しい事業分野や価値）を創造し、地域の活性化や雇用の創出を図ります。農産物の付加価値を高め、農業を核とした新たな産業を創出し、所得の向上や雇用の創出を促進します。企業の労働者不足の解消に向けて、企業と市が一体となった人材確保に取り組むとともに、優れた技術や製品を有する企業のPRなどを推進します。

第2節 市民参加・協働の推進

現状と課題

人口減少や高齢化、地域経済の停滞、市民ニーズの多様化などの環境変化の中で、自治体は自己決定・自己責任の考え方を基本に市民と行政が対話を重ね、課題と目標を共有しながら地域独自の伝統、文化、個性などの資源を生かした地域主権型社会に向けて、主体的な行政運営ができる仕組みづくりが求められています。市民は積極的に自治体経営に参加するとともに、行政との協働を推進していく必要があります。

NPO法の施行から15年以上が経過し、市民活動はますます活発になってきている一方で、活動拠点の確保や活動基盤が脆弱な団体への支援が求められています。

これからのまちづくりには、地域固有の特性・問題点や課題を明らかにし、主体的な創意・工夫のもと、地域に必要で最適な活動を市民自らが地域の担い手として実践する自立的なコミュニティが求められています。

町内会・自治会では、地域に共通するさまざまな課題をみんなで協力して解決し、快適なまちづくりをめざして自主的に活動していますが、未加入や未組織などの課題があります。

町内会・自治会の活動拠点には、地区住民センターと住民集会所がありますが、老朽化が進んでいる施設については改修が必要となっています。

基本的方向

市民参加の基本原則や市民の役割、具体的な市民参加の対象や手続きの方法などを規定した市民参加条例に基づき、市民参加機会の拡大、市民の意向が市政に反映される市民自治によるまちづくりを推進します。

協働指針に基づき、市民が主体となった公益活動団体（NPO、公益法人、共益的団体など）と行政の協働を推進します。

協働のパートナーとして自主性・自立性を尊重し、公益活動団体の活動を促進します。

町内会・自治会等の活動を支援し、地域コミュニティの醸成を図るとともに、市民活動の拠点となる地区住民センターや住民集会所の環境整備を進めます。

施策

市民参加の推進

市民参加の対象となる事業には、企画段階から、パブリックコメントや審議会委員の市民公募、ワークショップ、市民説明会、無作為抽出による市民会議などの参加手法を行い、市民が積極的に参加・参画できる機会の拡充を図ります。

市民参加に係る情報等については、市ホームページや公共施設に常設している「市民参加コーナー」において、わかりやすい情報提供に努めます。

市民参加推進会議において、市民参加の実施の評価、市民参加条例運用の評価・見直し等を行います。

協働の推進

行政と公益活動団体がお互いの領域を固定せず、社会状況の変化に対応した協働を推進します。行政だけが担っていた事業の領域において、公益活動団体の専門性を生かした事業の提案を募集し、市民ニーズに対応したきめ細かな公共サービスを提供します。市民協働推進会議において、行政と公益活動団体との協働を中立的な立場で調査審議し、透明性、客観性を確保しながら協働指針に基づく協働を推進します。

公益活動の促進

公益活動団体の活動に対して公募型補助金を交付し、公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促進します。

市民が安心して公益的活動を行うことができるよう、ボランティア保険制度を検討します。

NPO 入門講座の実施や NPO 法人の認証などの活動を支援するとともに、公益活動団体相互の組織的、人的ネットワークの拡大につながる交流機会を提供します。

市民に公益活動情報を発信することや団体相互の交流や日常のミーティング場所の提供、備品・機材の貸出しなど、活動に必要な支援機能を充実するために(仮称)公益活動センターを整備します。

地域コミュニティの醸成

地域コミュニティの醸成を図るため、町内会・自治会等の加入促進とともに、運営費の一部を助成し、自治会活動の支援を推進します。

地域コミュニティ活動の拠点となる地区住民センター及び住民集会所は、市民の身近な活動の場として利用しやすい施設となるよう、老朽化を考慮しつつ計画的に改修を進めます。また、新たに発展が期待される地域への施設整備を検討します。

第3節 男女共同参画の推進

現状と課題

男女が対等でお互い自立した人間として尊重され、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を形成することが重要です。

本市では、きたひろしま男女共同参画プランを策定し、「北広島市男女共同参画推進委員会」と「北広島市男女共同参画推進会議」の推進体制により、意識啓発等の各種事業を実施し、プランの推進を図ってきました。

男女共同参画を推進する取組として、参画意識の普及啓発や子育て支援の充実が着実に進められてきていますが、固定的な性別役割分担意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるなど)は、人々の意識の中に依然として根強く残っています。

市における各種審議会や各種団体の代表者等への女性参画を一層促進していくため、今後もきたひろしま男女共同参画プラン(第2次)のもと、男女があらゆる分野で社会の対等な構成員としてともに参画し、貢献できる環境づくりを進めていく必要があります。

基本的方向

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、家庭や地域、学校、職場などにおいて、性別に関係なく個性や能力が発揮できるよう男女共同参画の意識づくり、環境づくりを促進します。
あらゆる分野における男女共同参画の視点に立った施策の実施のため、関係機関との連携や協働を図ります。

施策

男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革

男女が互いに尊重し協力し合う社会の実現に向け、きたひろしま男女共同参画プラン(第2次)を基本に、情報紙の発行など男女共同参画に関する意識啓発や学習研修活動を進めます。

社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

市政への意見反映や協働のため、政策や方針決定過程への女性の参画の拡大を推進します。
市民が性別や年齢に関係なく、お互いを尊重しながら、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、まちづくりや地域活動への男女共同参画を推進します。

仕事と生活の調和が実現できる環境の整備

家庭・職場・学校・地域等あらゆる分野において男女がともに参画できるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた環境づくりを進めます。

あらゆる暴力根絶への取組み

重大な人権侵害であるDV(配偶者等からの暴力)などの暴力をなくすため、関係機関と協力して意識啓発や相談体制の充実を図ります。

第4節 行財政運営・行革の推進

現状と課題

社会経済情勢の変化、地域主権型社会の進展など自治体を取り巻く環境が変化中、市民のニーズは多様化・高度化しています。

本市は、行政を取り巻く環境の変化に対応するため、108件の改革項目を掲げる行財政構造改革を進め、平成27年(2015年)3月までに102項目を実施しました。今後は、持続可能な財政運営の推進、機能的な行政運営の推進、市民協働・官民連携の推進の3つを基本目標とし、48件の実施項目を掲げた行財政改革大綱・実行計画に基づき、行財政改革をさらに推進する必要があります。

平成17年度(2005年度)から本格実施した政策評価において、事務事業の見直しや拡大など、行財政運営に連動する評価システムの構築を進めてきました。また、平成24年度(2012年度)には学識経験者や市民で組織する総合計画推進委員会を設置し、総合的な視点からの評価を図ってきました。

これからは限られた財源や人的資源を有効に活用し、民間の活力やノウハウを行政運営に生かすことがますます重要になります。一方、多様化、複雑化する行政課題などに対応するためには、簡素で効率的な行政組織の整備を進めるとともに、地域主権型社会の進展に対応できる政策形成能力や法務能力などを備えた職員を育成するなど、職員研修の充実を図り、職員の資質や能力の向上に努めていく必要があります。

市民サービスの向上とさらなる行政事務の効率化のため、また、現庁舎の耐震性からも新庁舎の整備に向けた総合的な検討が必要となっています。

基本的方向

効果的・効率的な行財政運営を実現するため、総合計画と政策評価の連動を図り、計画・予算・評価など行財政運営の一元化をめざします。

行財政改革を推進するとともに、行政組織の見直し、職員数の適正化、地域主権型社会での行政課題に的確に対応できる職員の育成などを推進し、より効果的・効率的な行財政運営に取り組みます。自主財源の確保を図りながら、限られた財源の重点的な配分などにより財政の安定的な運営を推進します。

公共施設の老朽化等にともない、公共施設のあり方や管理方法などの総合的な計画を策定し、適正規模、適正配置などの検討を進めます。

市民に親しまれ、安全で利用しやすい、景観や環境に配慮した新庁舎の整備に取り組みます。

施策

効率的な行財政運営

総合計画・予算編成・事業実施・政策評価という一連のサイクルに基づく、効率的で効果的な行財政運営を進めます。

外部評価の充実により評価の客観性や透明性を高めるとともに、評価事務の効率化や精度を向上させ、政策や予算への反映を促進します。

本市が取り組む施策について、市民満足度・優先度・実感度に関する意識調査を実施し、政策評価や総合計画の進行管理への活用を検討します。

行財政改革の推進

地域主権型社会の進展や高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、行財政構造改革大綱の理念に基づき改革を推進し、自己決定・自己責任による行政運営、持続力のある安定した財政基盤を構築します。また、市民ニーズに基づいた事務事業の円滑な権限移譲を進めます。限られた資源を最大限に活用するため、政策評価の充実を図ることにより事業の「選択と集中」を進めるとともに、業務執行の効率化と官民の役割分担の見直しを進める中で民営化・委託化の推進を図ります。

健全な財政運営

市税などの安定的な財源の確保を図るとともに、公共サービスのあり方や適正な受益者負担などの見直しを行い、事業の選択と限られた財源の重点的、効率的配分を進めます。積極的な財政情報の公開を進め、資産・債務の把握と財務諸表の充実を図り、市民の理解に基づく透明で健全な財政運営を推進します。企業誘致の促進による雇用と税収の創出など安定した財源の確保を図るとともに、市税等の収納率向上のため、市全体の債権の一元管理について検討を進めます。受益者負担、広告料収入、公募債などのほか、新たなアイデアやコスト意識に基づく民間経営の発想・改革手法を活用します。

行政サービスの充実

簡素で効率的な行政運営による質の高い行政サービスの実現を図るため、行政の責任領域の明確化や市民との適切な役割分担を行うとともに、民間委託の推進や指定管理者制度の活用など民間活力の導入を進めます。総合的で横断的な行政を推進するとともに、関連した手続き窓口を同一フロアに集合化させるなどサービスの向上を図ります。エルフィンパーク交流広場の活用の方向を検討します。公共施設の老朽化等に伴う更新・改修については、今後のまちづくりを見据え、公共施設のあり方、効率的・効果的な管理方法を踏まえた総合的な計画を策定し、公共施設の適正規模、適正配置などの検討を進めます。

組織・職員の活性化

多様化、複雑化する行政課題などに適切に対応しながら、事務事業の見直しや簡素で効率的な行政組織の整備等を積極的に進め、適正な職員配置に取り組めます。多様な行政課題に対応できる人材を育成するため、人材育成基本方針に基づき、職員研修を計画的、効果的に実施し、職員の政策形成能力や法務能力などの向上を図ります。

新庁舎の整備

市民に親しまれ、安全で利用しやすい市役所庁舎をめざして、景観や環境に配慮しながら、将来の行政需要の変化にも対応可能な新庁舎を整備します。

第5節 広域連携の推進

現状と課題

交通や情報通信基盤の進展により、通勤・通学・通院や日用品の買い物に至るまで生活圏や経済圏が行政界を越え広がっています。さらには人びとの価値観や生活様式の多様化に伴い、人・物・情報の交流が、これまでの生活経済圏域の枠を越えて活発化するとともに行政ニーズも多様化・広域化しています。

近隣自治体との協力がまちづくりには不可欠となっていることから、本市は、札幌広域圏組合や道央廃棄物処理組合などに参画し、さまざまな分野で構成団体に共通する行政課題に取り組んでいます。

観光、防災、環境、教育などさまざまな分野で各自自治体が抱える共通の課題に連携して取り組み、今後とも地域の可能性を引き出すために一層の広域的な連携に努めていく必要があります。

基本的方向

行政の広域的な連携により、人々の交流や観光資源等の魅力の発掘などを促進するとともに、共通する行政課題に取り組めます。

施策

広域連携の推進

行政サービスの向上を図り、さまざまな分野で各自自治体が抱える共通の課題に対応するため、本市と密接な関係にある近隣の市町村と連携して、個々の自治体の特色を生かし、資源を補完し合いながら共通する課題に取り組めます。

札幌広域圏組合などの持つ機能を活用し、効果的な広域行政を進めます。

国・道との連携

市民サービス向上のため、国や道から情報を的確に把握するとともに、対等な立場で相互に連携を図りながら協力していきます。

地方創生の取組に対し、本市の独自性のある取組を積極的にPRするとともに、国や道との相互の連携を図ります。

各地区の基本方向

本市は、国道 36 号や国道 274 号、道道江別恵庭線や羊ヶ丘通等の広域幹線道路、道央自動車道、ＪＲ千歳線の沿線などの交通の利便性の高い地域に、国有林を取り囲む形で市街地が形成されています。これらの市街地を中心とした、東部地区、西部地区、大曲地区、西の里地区、北広島団地地区、それぞれの地区がもつ特性や機能を考慮しながら計画的なまちづくりを進めていきます。

1

東部地区

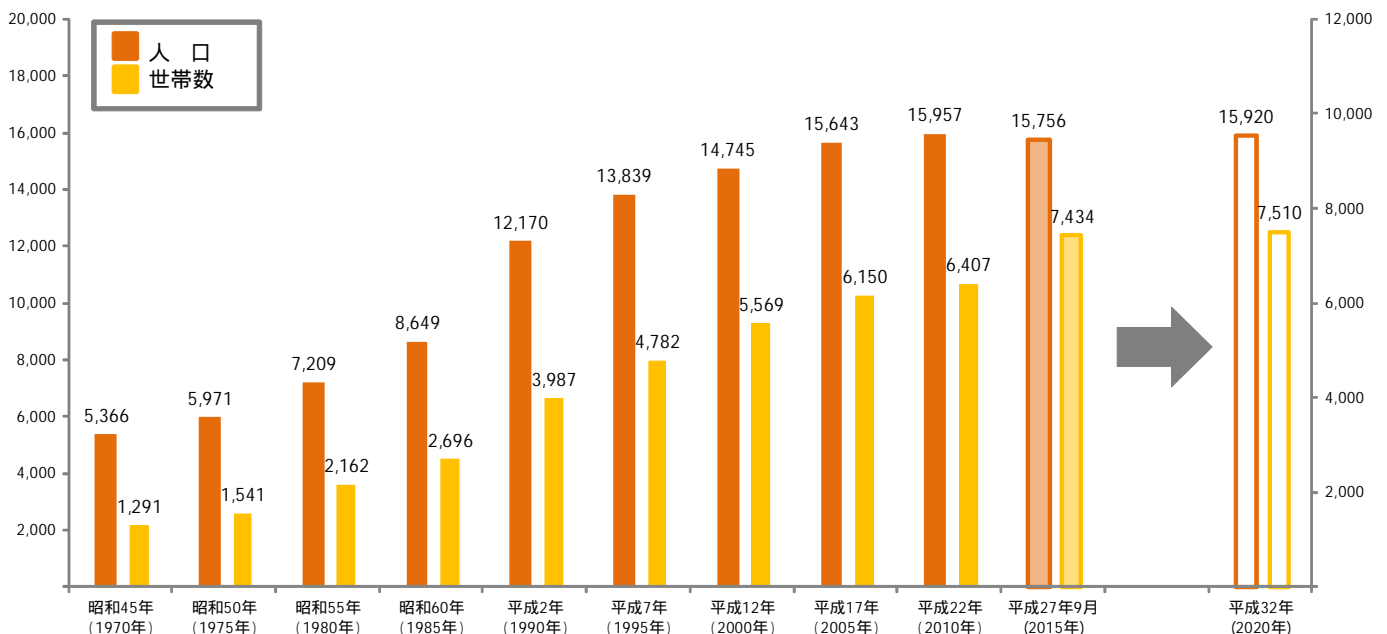
地区の概況

(1) 地勢

東部地区は、明治 17 年(1884 年)、一村形成の志を抱いた和田郁次郎ら広島県人の集団入植によって開拓が始まった本市発祥の地です。以降、ＪＲ千歳線や道道江別恵庭線が整備され、高校、大学、芸術文化ホール、図書館等の文教施設、市役所等の公共機関、金融機関、商業施設などが集積する市の中心的な地区として発展してきました。

市街地の近くには国有林をはじめとする豊かな森林が広がっており、自然景観や眺望に恵まれた場所に宿泊施設や温泉施設が立地しているほか、市街地内には輪厚川が流れており、親水空間化されています。

(2) 人口・世帯数



地区の基本方向

広域的で多彩な交流や賑わいが生まれ、本市の活性化の中心的役割を果たすように、ＪＲ北広島駅周辺への商業・業務施設の誘導をはじめ、エルフィンパークや文化施設を活用した賑わいの創出、諸機能の充実などを図ります。

市内や市外の住民同士が自然や文化、スポーツ、レクリエーションなどの活動を通して活発に交流できるよう、利用しやすい図書館環境づくり、芸術文化ホールの活用による芸術文化に親しむ環境づくり、総合体育館や自転車道などを活用した広域交流拠点の形成を図ります。東の里遊水地の具体的な利活用計画の策定、緑化センターの整備検討、運動広場の整備、市営住宅北の台団地と共栄第 2 団地の建替えなどを進めます。

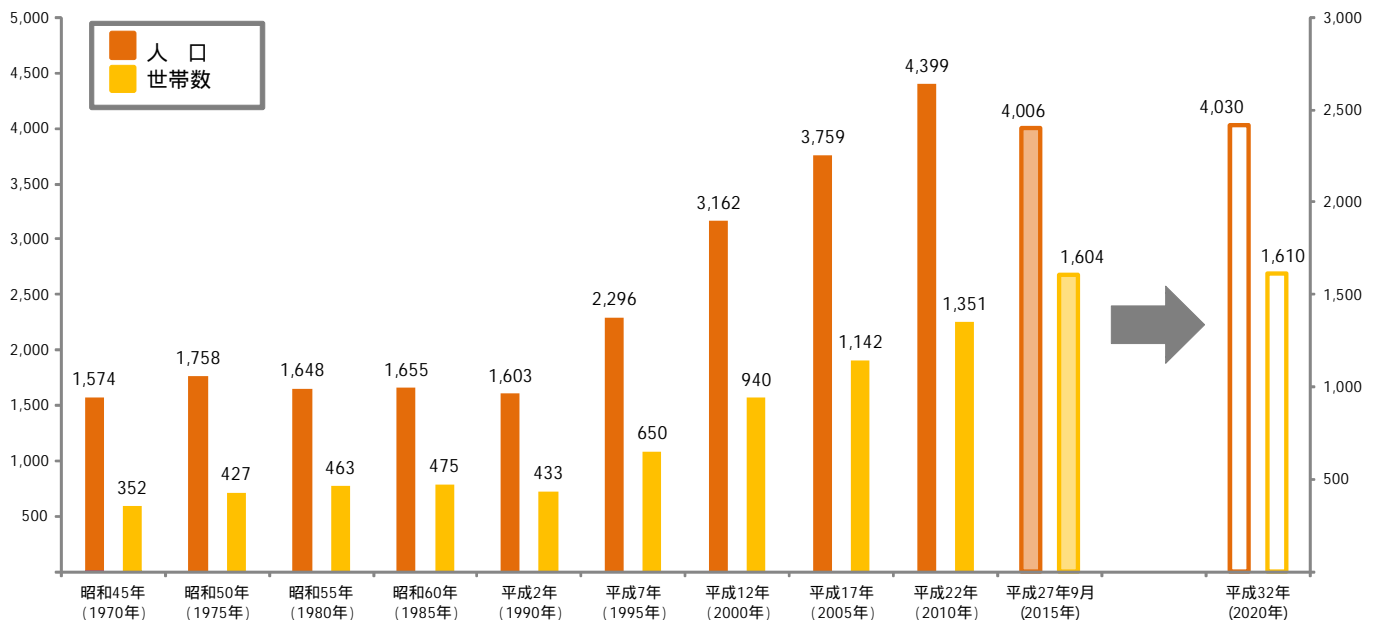
地区の概況

(1) 地勢

西部地区は、明治6年(1873年)に開通した札幌本道(現在の国道36号)の沿道に集落が形成され、昭和後期からは民間の宅地開発などにより住宅地の整備が進み、人口が増加しました。この地区は、明治初期からの開拓の歴史をもつ地区であり、中山久蔵による稲作の成功を讃えた寒地稲作発祥の地の碑や旧島松駅通所やクラーク記念碑など北海道の開拓史上、重要な史跡が保存されています。

地区を南北に道央自動車道、国道36号が通っており、北側では羊ヶ丘通の整備が進んでいます。また、広域幹線道路の沿道という交通の利便性を生かし、輪厚工業団地が造成され、多くの企業の立地が促進されています。

(2) 人口・世帯数



地区の基本方向

旧島松駅通所やクラーク記念碑、寒地稲作発祥の地の碑など歴史・文化財の保存と継承、河川整備などの治水・治水対策の推進、市有林の整備地域の拡大、豊かな自然を生かしたレクリエーション空間の創出などにより、人が訪れる地区の形成を図ります。

都市機能の向上を図るため、計画的な土地利用を促進するとともに、広域幹線道路である羊ヶ丘通の整備促進を図り、輪厚スマートインターチェンジの24時間化や周辺の土地利用の検討を進めます。

札幌都市圏に位置する地理的優位性を生かし、輪厚工業団地の企業誘致を推進します。

地区の概況

(1) 地勢

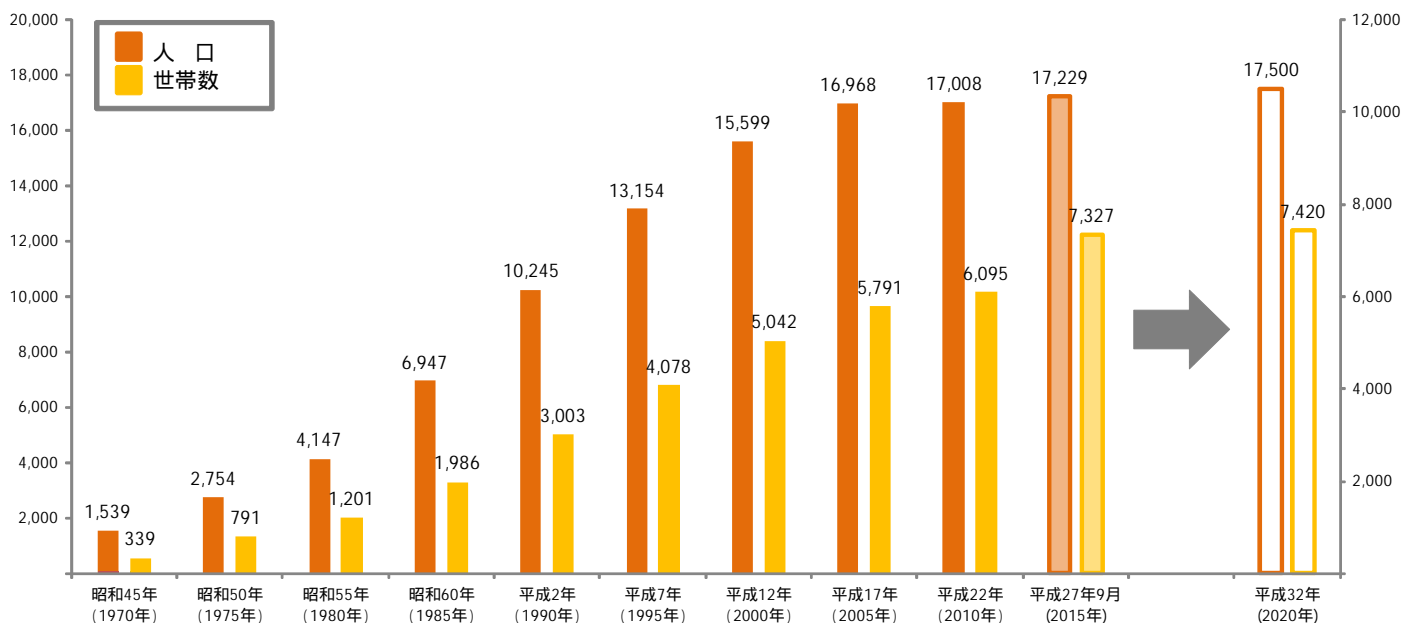
大曲地区は、明治6年(1873年)に札幌本道(現在の国道36号)が開通し、現在の国道36号と道道栗山北広島線の交差点付近に集落が形成されました。昭和40年代から民間の宅地開発などにより人口が増加し、古くからの住宅地と新しい住宅地が混在する地区となっています。

地区内を南北に道央自動車道、国道36号、羊ヶ丘通などの広域幹線道路が通り、札幌市や新千歳空港などを結ぶ交通の要衝となっています。

昭和39年(1964年)に企業立地が始まった大曲工業団地をはじめ、昭和61年(1986年)に大曲新工業団地、平成3年度(1991年度)に大曲第3工業団地の立地が始まり、恵まれた立地条件を生かし、現在約170社の企業が立地し操業しています。

近年、大型ショッピングモールなどの進出により、新たな商圈が形成されています。

(2) 人口・世帯数



地区の基本方向

市街地周辺の緑を保全しながら、良好な市街地環境の形成をめざす計画的な土地利用を促進し、生活道路等の再整備、市民農園・直売所・観光農園等によるグリーンツーリズムの促進、だれもが安心して利用できる都市基盤整備の充実を図ります。

広域幹線道路である国道36号の沿道において、商業・業務施設や軽工業・流通業務施設を誘致し、活気のある沿道環境の形成を図ります。

保育園や学童クラブの充実、住民集会所の施設整備など利用者のニーズを踏まえた計画的な整備を推進します。

地区の概況

(1) 地勢

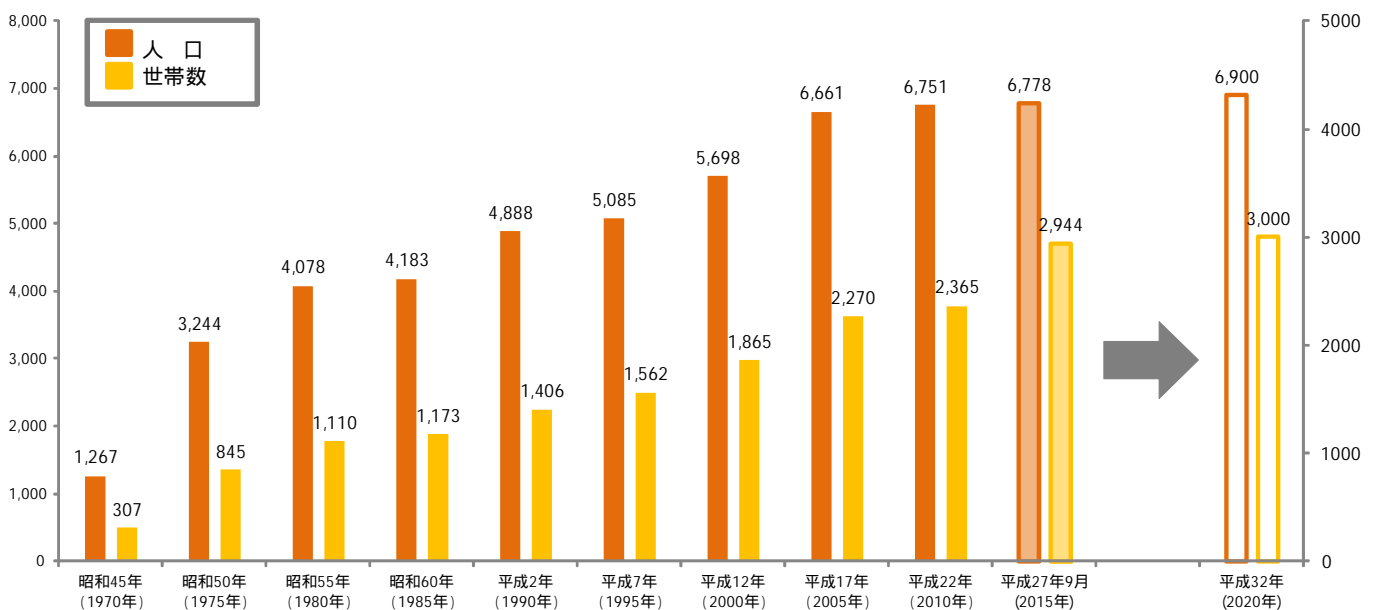
西の里地区は、明治 28 年(1895 年)頃からの入植により集落が形成されてきました。昭和 45 年(1970 年)からの西の里団地の造成を契機に計画的に住宅地が形成され、平成 8 年(1996 年)には土地区画整理事業による住宅地ができ、人口が増加してきました。

地区の南側には、江別市側から連なる天然記念物である野幌原始林を含む国有林が広がるなど、豊かな自然に囲まれた地区となっています。

国道 274 号沿いは、コンビニエンスストアなどの沿道型サービス施設が立地しています。また、通勤・通学等のため J R 上野幌駅の利用者が増えています。

この地区には特別養護老人ホームや児童養護施設など社会福祉施設が集中しています。このため、地域でともに支えあい生活するためのさまざまな事業やボランティア活動が展開され、福祉やノーマライゼーションのモデル的な地区となっています。

(2) 人口・世帯数



地区の基本方向

計画的な土地利用や既存住宅地の整備を促進するとともに、住民の利便性向上のため、商業・業務機能の充実を図ります。

各種の社会福祉施設が立地しているノーマライゼーションの地区として、ともに支えあう地域づくり、人にやさしいまちづくりを積極的に進めます。

J R 上野幌駅周辺や国道 274 号の沿道については、交通の利便性などを生かし、商業・業務施設等の立地を図るとともに、駅周辺の一体的なバリアフリー化に向けた関係機関との協議を進めます。

地区の概況

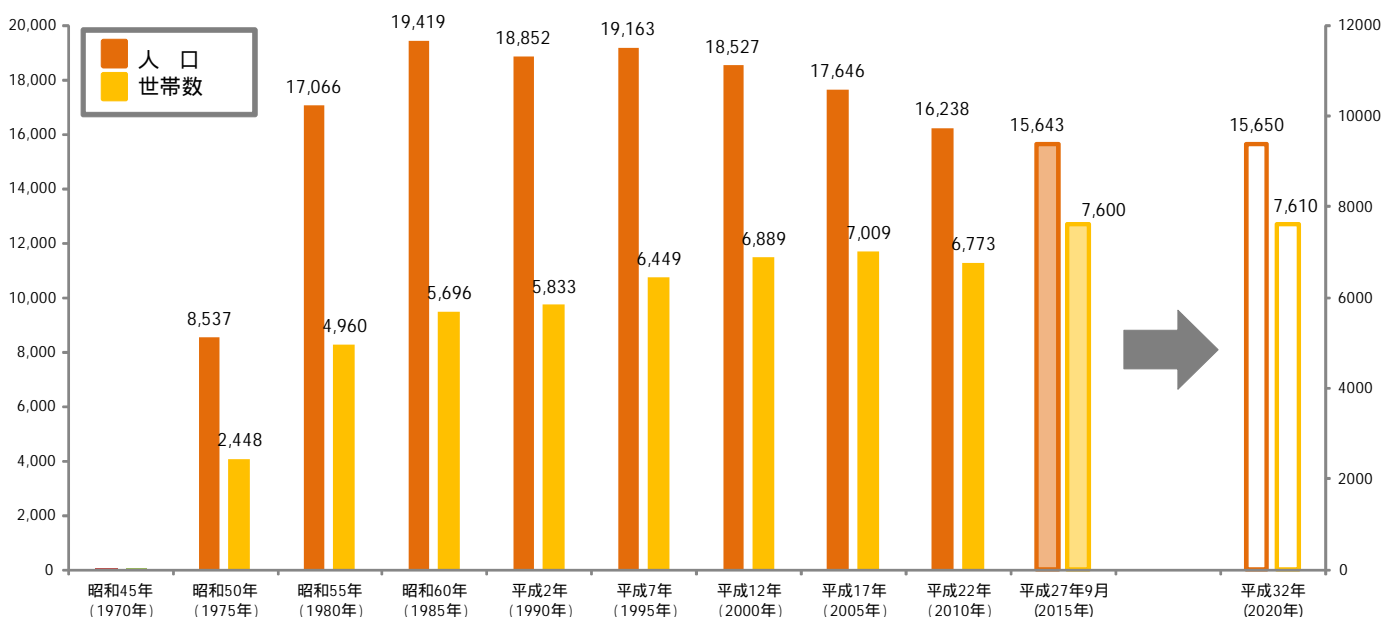
(1) 地勢

北広島団地地区は、北海道営の住宅団地として昭和45年(1970年)に着工され、緑が豊かでゆとりある住環境を備えた住宅団地として成長してきました。

しかし、近年の少子高齢化の進展に伴い、住民の年齢構成が偏るなど、人口減少と高齢化が急速に進行しています。

地区内には総合公園や近隣公園、歩行者・自転車専用道路(トリムコース)などが整備されており、レクリエーションの環境が充実しています。

(2) 人口・世帯数



地区の基本方向

多様な世代がいきいきと暮らしていけるよう、気軽に交流できる憩いの場や賑わいの創出を図ります。また、JR北広島駅周辺のエルフィンパークや商業業務施設などを活用した賑わいを創出し、市全体の中心としてまちの顔にふさわしい土地利用の推進を図ります。

豊かな自然環境、良好な住環境、利便性の高い交通など北広島団地の良さを高め、さまざまな世代のニーズに対応した魅力ある地区をめざすため、子育て世代の定住に向けた取組や空き家対策、用途地域の見直しなどを進めます。

まちの担い手として新しい住民に移り住んでもらうため、次世代の人々が住んでみたい、住みたいと魅力を感じることができる地域づくりをめざし、リフォーム相談や住替え相談の充実、積極的なPRなどを進めます。

資料

総合計画指標

1

基本指標

指標名	指標の説明	計画策定時 数値	目標値 平成27年	現状数値 平成27年	目標値 平成32年	中間年の目標値に 対する達成度等
将来人口	市の総人口	60,864人 (H21.9月末)	61,150人	59,412人 (H27.9月末)	60,000人	H27目標値を 下回る
年少人口	15歳未満の人口	8,251人 (H21.9月末)	7,180人	7,312人 (H27.9月末)	7,810人	H27目標値を 上回る
生産年齢人口	15歳～64歳の人口	39,812人 (H21.9月末)	37,990人	35,379人 (H27.9月末)	35,710人	H27目標値を 下回る
老年人口	65歳以上の人口	12,801人 (H21.9月末)	15,980人	16,721人 (H27.9月末)	16,480人	H27目標値を 上回る
世帯数	市の総世帯数	25,724世帯 (H21.9月末)	26,410世帯	26,884世帯 (H27.9月末)	27,150世帯	H27目標値 上回る
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値	1.13 (H19)	1.16	1.09 (H26)	1.30	

現状数値については、平成26年の数値を掲載している箇所があります。今後、平成27年の確定数値を反映させるとともに、それに伴い平成32年の目標数値を変更する場合があります。

指標名	指標の説明	計画策定時数値	目標値 平成27年	現状数値 平成27年	目標値 平成32年	中間年の目標値に対する達成度等
がん検診受診者数	市民を対象として市が実施する胃がん(35歳以上)、子宮がん(20歳以上)、乳がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん(それぞれ40歳以上)の年間検診受診者数	9,384人 (H21)	11,200人	9,741人 (H26)	11,200人	
特定健康診査受診率	40歳以上74歳以下の国保加入者に対する特定健康診査を受診した人数の割合	27.2% (H21)	50% (第2期特定健康診査等実施計画H27目標値)	35.7% (H26)	特定健康診査等実施計画で定める	
ボランティア団体数	ボランティア活動の普及・啓発など社会福祉協議会の事業に協力する社会福祉協議会登録団体数	16団体 (H21)	17団体	15団体	18団体	未達成 88.2%
児童センター利用者数	児童センターにおける児童及び保護者の年間利用者数	24,281人 (H21)	40,000人	30,122人 (H26)	40,000人	
障がい者地域生活支援施設利用者数	障がい者の地域での生活を支援する居住の場である、グループホーム、ケアホーム、福祉ホームの年間利用者数	86人 (H21)	100人	68人 (H26)	100人	
居宅サービス利用者の出現率	介護保険第1号被保険者(65歳以上)に対するホームヘルプサービスなど、居宅サービス利用者の割合	9.20% (H21)	11.00%	12.1% (H26)	13.00%	

指標名	指標の説明	計画策定時数値	目標値 平成27年	現状数値 平成27年	目標値 平成32年	中間年の目標値に 対する達成度等
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	児童（小学6年生）、生徒（中学3年生）に対するアンケートの結果	小77.5% 中74.9% (H21)	小中 85%	小95.4% 中93.3%	現状数値を維持	国小93.1% 国中93.2% 道小93.7% 道中93.7%
家で学校の宿題をしている児童生徒の割合	児童（小学6年生）、生徒（中学3年生）に対するアンケートの結果	小88.0% 中86.9% (H21)	小中 90%	小96.3% 中87.1%	現状数値を維持	国小95.0% 国中90.3% 道小96.8% 道中89.3%
運動・スポーツが好きな児童生徒の割合	児童（小学5年生）、生徒（中学2年生）に対するアンケートの結果	小74.5% 中60.0% (H21)	小85% 中80%	小96.7% 中87.6% (H26)	現状数値を維持	国小94.2% 国中90.7% 道小94.5% 道中91.4% (H26)
小中学校耐震化率	建築基準法の耐震基準の改正があった昭和56年以前に建設された耐震化の必要な棟に対する耐震化実施率	55.70% (H21)	100%	100%		達成
不登校児童生徒割合	文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に基づき、不登校を理由として30日以上欠席をした児童生徒の全児童生徒に対する割合	0.99% (H21)	0.95%	0.59% (H26)	現状数値を維持	
生涯学習振興会設置数	学びを通じたコミュニティの活性化、人づくりのため地域住民が参画する生涯学習振興会の設置数	3箇所（西の里・大曲・西部） (H21)	4箇所	4箇所（西の里・大曲・西部・東部）	5箇所	達成
旧島松駅通所等入館者数	旧島松駅通所とエコミュージアムセンター知新の駅の年間入館・利用者数 H25までは郷土資料収蔵室（東記念館）	3,149人 (H21)	6,000人	旧島松駅通所 6,996人 知新の駅 7,124人 合計14,120人	17,000人	達成
図書貸出数	市民1人あたりの年間図書貸出冊数（図書館・地区図書館）	8.94冊 (H21)	9.0冊	8.4冊 (H26)	9.0冊	
芸術文化ホール利用者数	芸術文化ホール（ホール・楽屋・ギャラリー・活動室・練習室）の年間利用者数	98,812人 (H21)	110,000人	95,433人 (H26)	110,000人	
体育施設利用者数	総合体育館、各地区体育館、プール、テニスコート、緑葉公園野球場、自然の森キャンプ場の年間利用者数	255,693人 (H21)	270,000人	280,472人 (H26)	290,000人	

指標名	指標の説明	計画策定時数値	目標値 平成27年	現状数値 平成27年	目標値 平成32年	中間年の目標値に 対する達成度等
温室効果ガス 排出量	年間温室効果ガス排出量	548,500 t-CO2 (H17)			536,700 t-CO2	北海道の当面の 目標 2020年において 1990年比 4.5%
収集ごみ量	市民1人1日あたりのご みの排出量(市はH20年10 月に家庭ごみの有料化を 開始)	544 g (H21)	610 g	581 g (H26)	現状数値 を維持	
ごみのリサイ クル率	ごみ排出量のうちリサイ クルされた量の割合	22.10% (H21)	27.00%	23.64% (H26)	27.00%	
公園等里親制 度参加団体数	市民と市との合意に基づ きボランティアとして公 園等の清掃、美化を行う 里親制度に参加する団体 数	25団体 (H21)	30団体	23団体	35団体	未達成 76.7%
公共施設耐震 化率	建築基準法の耐震基準の 改正があった昭和56年以 前に建設された市所有の 建築物のうち、耐震改修 が必要な施設に対する耐 震化を実施した割合(対 象は、非木造・200㎡以 上)	50.80% (H21)	90%	75% (H26)	90%以上	国の目標 2015年におい て90%以上 2020年におい て95%以上
自主防災組織 率	全世帯数に対する自主防 災組織が結成された地域 の世帯数の割合	27.20% (H21)	45%	57.6% (H26)	70%	
火災発生件数	人口1万人あたりの年間 の火災発生件数	4.9件 (H21)	2.5件	3.0件 (H26)	2.0件	
救命講習会受 講者数	救命講習会の受講者数 (累計)	18,398人 (H21)	23,500人	14,800人 (H26)	20,000人	
交通事故件数	人口千人あたりの人身交 通事故発生件数	4.1件 (H21)	3.6件	2.8件 (H26)	現状数値 を維持	
街路灯設置数	自治会等で整備や維持管 理している街路灯数	6,052灯 (H21)	6,280灯	6,018灯 (H26)	6,280灯	
自主防犯団体 数	地域住民が自主的に防犯 活動を行っている青色回 転灯パトロール隊や見守 り隊等の団体数	32団体 (H21)	34団体	35団体	36団体	達成

指標名	指標の説明	計画策定時数値	目標値 平成27年	現状数値 平成27年	目標値 平成32年	中間年の目標値に対する達成度等
認定農業者の経営総面積	効率的で安定した農業経営をめざす市内の全認定農業者が経営する農地面積	1,213ha (H21)	1,213ha	1,042ha (H26)	1,213ha	
耕作放棄地面積	以前耕作地であった農地で、過去1年間以上作物を作付けせず、今後数年間の間に再び耕作する意思のない農地の面積	101ha (H21)	70ha	72ha (H26)	40ha	
製造品出荷額等	工業統計調査による金属製品製造業など年間製造品出荷額等	655億円 (H20)	687億円	848億円 (H26)	948億円	
商業販売額	商業統計調査による卸売業・小売業の年間販売額	1,366 億円 (H19)	1,800 億円	1,882億円 (H26)	2,000 億円	
観光入込客数	北海道観光入込客数調査による市内の観光地(ゴルフ場、ホテルなど)を訪れた年間観光客数	80万人 (H21)	90万人	78.9万人 (H26)	100万人	
シルバー人材センター会員数	シルバー人材センターに登録している会員数	530人 (H21)	600人	504人	600人	未達成 84%

指標名	指標の説明	計画策定時数値	目標値 平成27年	現状数値 平成27年	目標値 平成32年	中間年の目標値に対する達成度等
市街化区域内の未利用可住地面積	市街化区域内で住宅を建築することができる空き地の面積	134ha (H20)	125ha	直近の数値がH20基準値、次回調査はH30	116ha	
市営住宅建替え率	市営住宅5団地（広島団地、輪厚団地、西の里団地、共栄第2団地、北の台団地）340戸のうち、建替えの必要な324戸に対する建替えの実施率	52% (H21)	85%	71.7% (H26)	100%	
市道改良整備率	市道の規格改良道路への整備率	88.40% (H21)	89.10%	88.78% (H26)	90.00%	
水道普及率	給水区域内人口に対する給水人口の割合	98.50% (H21)	98.50%	98.54% (H26)	98.54%	
配水管の耐震化率	配水管総延長に対する耐震性に優れた管の延長の割合	15% (H21)	24%	23.65% (H26)	31%	
下水道普及率	行政区域内人口に対する処理人口の割合	96.28% (H21)	96.34%	96.75% (H26)	96.75%	
行政手続き電子申請項目数	住民票交付申請などの行政手続きのうち、電子申請や届出によって利用できる項目数	7項目 (H21)	10項目	0項目 (H26)		平成26年度終了

指標名	指標の説明	計画策定時数値	目標値 平成27年	現状数値 平成27年	目標値 平成32年	中間年の目標値に対する達成度等
NPO 法人認証 団体数	特定非営利活動促進法の規定に基づき認証された特定非営利活動法人（NPO法人）で、市内に事務所を有する団体数	23団体 (H21)	25団体	28団体 (H26)	30団体	
自治会等加入率	全世帯数に対する自治会等に加入している世帯数の割合	77% (H21)	77%	75% (H26)	77%	
附属機関への 女性登用率	市の各種審議会等委員数に対する女性委員の占める割合	36% (H21)	40%	H26実績 (H26.4.1時点) 34.0% (私的諮問機関等含む) 29.8% (附属機関のみ)	40%	
市税収納率	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税の現年度分の収納率	97.99% (H21)	98.12%	99.06% (H26)	現状数値を維持	
市ホームページ閲覧件数	市の公式ホームページ年間閲覧件数	39万件 (H21)	42万件	49万2,288件 (H26)	54万件	